

平成25年第3回睦沢町議会定例会会議録

平成25年9月11日(水)午前9時開会

出席議員(13名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 田邊明佳 | 2番 | 田中憲一 |
| 3番 | 麻生安夫 | 4番 | 清野彰 |
| 5番 | 市原裕一 | 6番 | 幸治孝明 |
| 7番 | 幸治正雄 | 8番 | 岡澤宏一 |
| 10番 | 市原重光 | 11番 | 市原時夫 |
| 12番 | 荻野新衛 | 13番 | 今関澄男 |
| 14番 | 中村義徳 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|-------|----------------------------|-------|
| 町長 | 市原武 | 副町長 | 宮崎登身雄 |
| 総務課長 | 高橋正一 | 税務住民課長 | 齊藤賢治 |
| 健康福祉課長 | 米倉行雄 | 地域振興課長 | 鈴木庄一 |
| 会計管理者 | 木島幸一 | 総務課 政策企画担当主幹 | 鈴木政信 |
| 健康福祉課 国保健康担当主幹 | 中村精一 | 地域振興課 生活環境・地域整備 担当主幹 | 田邊浩一 |
| 総務課副課長 兼総務班長 | 川越康子 | 総務課副課長 兼財政班長 | 白井住三子 |
| 教育長 | 高梨正一 | 教育課長 | 平山義晴 |
| こども園長 | 阿部倉光宏 | 選挙管理委員会 書記 | 高橋正一 |
| 農業委員会 事務局会長 | 鈴木庄一 | 代表監査委員 | 生田昌司 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井安邦 書 記 御園生 憲 利
書 記 中山大輔

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 1号 地方税における延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 睦沢町商工業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 平成25年度睦沢町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第 6号 平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第 7号 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第 8号 平成25年度睦沢町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第 9号 平成25年度かずさ有機センター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第10号 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第11号 契約の締結について
(議案第1号から議案第11号まで一括議題、町長の提案説明まで)
- 日程第15 認定第 1号 平成24年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 平成24年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
 - 2 平成24年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 3 平成24年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 4 平成24年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 5 平成24年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算

6 平成24年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

(町長及び会計管理者の説明並びに監査委員の審査報告まで)

日程第16 報告第1号 平成24年度睦沢町健全化判断比率について

日程第17 報告第2号 平成24年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について

◎開会及び開議の宣告

○議長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第3回陸沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（中村義徳君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

同じく地方自治法の規定による、平成25年度第1回定例監査の結果報告並びに例月出納検査結果について、平成25年4月分から6月分までの報告がありました。

次に、平成24年度社会福祉法人陸沢町社会福祉協議会事業決算監査の報告がありました。いずれも、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、町長からJアラート全国一斉情報伝達訓練の実施について通知がありました。本日午前11時、11時30分ごろの2回にわたり訓練放送があり、庁舎内放送も連動することから、そのときには、質問等の一時中断にご協力をお願いいたします。

◎議会関係の報告

○議長（中村義徳君） 次に、議会関係の報告をいたします。

まず最初に、8月23日に平成25年第2回九十九里地域水道企業団理事が開催されました。内容について私のほうから報告をいたします。

さる8月23日に東金文化会館において開催されました平成25年第2回九十九里地域水道企業団理事会についてご報告をいたします。

新理事について茂原市議会議長始め4名の紹介の後、理事会副会長の選出が行われ、九十九里町の佐久間一夫議長が選任されました。

議題の審議に移りまして、議題第1号 平成25年度の水道用水供給事業会計の補正予算第1号については、収益的支出における企業債及び年賦償還金の繰り上げ償還に伴う支払い利子の減額と資本的支出における新庁舎建設工事費等の新規計上や企業債及び年賦償還金の元

金繰り上げ償還に係る償還額の増額などに伴う補正を行うものでございます。

議題第2号は、平成24年度の事業会計利益の処分及び決算の認定については、事業収益63億7,000万円、事業費用56億9,800万円、純利益である未処分利益剰余金約6億7,200万円を減債積立金として積み立て処分することと、並びに監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するというものであります。

次に、議題第3号は、平成24年度の事業会計の資金不足比率については、流動負債6億8,800万円、流動資産76億2,200万円であり、資金不足比率はないとの説明がありました。

議題第4号 平成24年度事業会計予算繰越計算書については、大網白里市瑞穂地区の幹線道路整備事業に伴う送水管移設工事が、関係機関との調整から年度内の完成が困難となったため繰り越したというものでございます。

議題第5号 平成24年度事業会計継続費繰越計算書については、耐震化事業、庁舎建設事業などの継続費を翌年度で使用出来るよう手続するものです。

以上で報告とさせていただきます。

なお、詳しい資料は事務局に置いておきますので、後程ご参照願います。

次に、7月4日に、長南ガス事業運営協議会が開催されました。

内容について、13番、今関副議長から報告があります。

今関副議長。

○副議長（今関澄男君） それでは、私のほうから、長南ガスのガス事業の運営協議会の内容につきましてご報告申し上げます。

7月4日午後2時半より本町の役場3階302会議室におきまして、本町市原町長、長南町藤見町長の出席のもと、委員本町で5名、長南町で8名の13名の出席で開催されました。

案件に入ります前に、会長の選出、また、報告事項がございましたのでご報告申し上げます。長南町の各常任委員の改選が5月7日行われました。そして、5月7日付で、臨時議会におきまして、各委員が委嘱されたわけでございます。このことから、会長職が不在となっておりますけれども、委員の互選によりまして、長南町の産業建設常任委員長であります鈴木喜市氏が会長に選出されました。

もう1点の報告事項でございますが、4月5日に関東経済産業局長宛てに申請いたしました、ガス料金改定率5.42%のガス料金の値上げの認可申請の取り下げにつきまして、ご報告がございました。長南ガスは平成8年にガス料金改定以来、16年間改定していないということでございますが、大口供給を除く、小口部門で平成22年、また平成23年が赤字になってい

るということで、国からの指導を受け、約款変更認可の申請をしたところでございます。

しかしながら、当初大口契約を見込んでいました株式会社佐久間、これが発泡スチロールを作る会社でございますけれども、この会社が1、2年稼働の様子を見るというようなことで、小口契約に変更になりました。したがって、小口部門において、大幅な黒字化が見込まれるということで、この、値上げ認可の申請を取り下げしたということでございます。これによりまして、ガス料金の値上げはなくなったということの報告がございましたので報告申し上げます。

続きまして、案件でございますが、平成24年度の長南ガス事業会計決算案でございます。お手元にご提示しております長南ガス事業の会計の決算書がございますけれども、後程ご参照願いたいと思います。事業量につきましては供給戸数4,602戸、前年比マイナス5戸の状況でございます。供給量につきましては698万4,000立方メートル、これは前年比プラス5万1,000立方メートルでございます。しかし、これは、大口が増えて、小口が1万8,000立方ほど減っているという状況でございます。ガスの普及率は80.4%と、こういう状況でございます。

内容等につきましては、ご参照願いたいと思います。

損益でございますけれども、営業利益が473万4,000円の黒字でございますけれども、営業外特別損益を差し引きますと、当年度純損益12万7,000円の状況でございます。

しかしながら、前年度繰越利益剰余金が4,366万9,000円ございますので、当年度未処分利益剰余金は4,354万2,000円ということで、大勢に影響ないというようなことで、この決算につきましては、承認されたところでございます。

なお、詳細等につきましては、事務局に資料、またお手元の決算書をご参照いただければ幸いというふうに思います。

以上で長南ガス事業運営協議会の内容の報告にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

次に、7月10日、11日両日に長生郡市広域市町村圏組合行政視察並びに8月27日に第2回定例会が開催されました。また、9月2日に議会運営委員会が開催されております。いずれも内容について10番、市原重光委員長から報告があります。

市原委員長。

○議会運営委員会委員長（市原重光君） 改めまして、おはようございます。

初めに、7月10日から11日に開催されました長生郡市広域市町村圏組合行政視察について報告をいたします。

初日は、須賀川地方保健環境組合のし尿処理施設の視察をいたしました。組合は昭和38年に設立され、昭和40年4月からし尿処理施設の業務を開始をいたし、昭和50年に増設を行った後、平成8年4月に処理方式を標準脱窒素処理方式プラス高度処理として、1日の処理能力を97キロリットルで本格稼働したと伺いました。

公害防止、運転管理の安全性、経済性、放流水の適正化など、環境衛生の確保を図り、地域住民の環境に影響を及ぼさないような施設となっております。

我々の組合のし尿処理施設も31年が経過しており、今後新たな施設を公設民営、PFI及び民設運営方式等の施設整備手法を検討し、事業の推進を図ることとなります。

二日目は、東日本大震災の復興状況について、福島県いわき市周辺の津波被害の復興状況について視察をいたしました。震災後2年余が経過しております。復興は着々と進められておりますが、まだまだ至るところに傷跡が放置されたまま残っております。さらなる復興支援制度の充実、強化が望まれるところであります。詳しい資料等につきましては、事務局に保管してありますので、ご覧いただきますようお願い申し上げまして、報告といたします。

次に、平成25年8月27日に開催されました、平成25年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会についてご報告をいたします。会議内容は、水道事業会計等の報告事項4件に続き、専決処分で給料表6級以上の職員の減額期間の1年延長、及び平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における、一般職の職員の給与並びに病院事業管理者の給与の臨時特例に関する条例の制定に係る3件の専決処分がありました。なお、給与の臨時特例では、5%から10%程度の減額となるものです。

次に、平成24年度の4会計決算の認定について説明がありました。決算審査特別委員会に審査を付託し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、議案第1号、一般会計補正予算（第1号）では、主なものについては、消防費において2,392万6,000円の補正で、中央消防署事務室の改修、給水工事、給排水工事、小型動力ポンプつき積載車1台の購入などとなっております。

議案第2号、水道事業会計補正予算（第1号）では、特定被災地方公共団体における復興、復旧を支援するとして、起債の保証金免除繰り上げ償還を行える措置がとられたことに伴い、その財源として特定被災地方公共団体借換債を発行するための補正が主なものであります。

議案第3号では、水道事業会計積立金の処分を行うものであります。

議案第4号及び5号は人事案件で、教育委員会委員の欠員に伴い、長生村の木島晃一教育長及び睦沢町の高梨正一教育長をそれぞれ、委員の任命について同意を求めるものです。

以上、各議案審議の結果、可決、決定されました。なお、詳細につきましては、資料を事務局で保管してありますので、後程ご参照をお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

最後になりますけれども、去る9月2日に開催されました、議会運営委員会についてご報告をいたします。案件は、本日招集されました、平成25年第3回睦沢町議会定会にかかわる運営等についての協議であります。協議の内容についてお手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

本定例会の会期は、本日とあす12日の2日間を予定といたしました。

議案については、町から提案される議案が平成24年度睦沢町各会計歳入歳出決算の認定の他、人事案件を含む13議案と報告2件であります。

そして議会関係では、睦沢町議会改革特別委員会の設置についての8議案1件であります。日程について申し上げます。

本日は議会関係の報告の後、一般質問を行います。一般質問につきましては、5名の議員が予定されております。その後に、議案第1号から議案第11号までの11議案を一括上程し、町長の提案説明を予定いたしました。

次に、認定第1号 平成24年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について、町長及び会計管理者の決算内容の説明並びに監査委員の審査報告を予定いたしました。

続いて、本日の予定の最後となりますが、財政健全化法の施行により、ますます健全化判断比率及び農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告を行います。

本日の予定は以上のとおりでございます。

そして、あす12日は、最初に一般会計他、5特別会計決算に関する総括質疑を行い、その後に決算審査特別委員会の設置を行い、その審査を同特別委員会に付託し、閉会中の継続審査としたいと思います。

なお、決算審査特別委員会の構成であります。副議長及び各常任委員会から2名ずつ選出をし、計7名による委員で構成したいと思います。この決算審査特別委員会委員の選任が終わりましてから、休憩中に第1回決算審査特別委員会を開催いたします。

続いて、議案第1号から1件ごとに順次審議をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の決定事項であります。議員各位並びに執行部の皆さん方には、スムーズな議事運営が行われますよう格別のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

次に、8月27日に一宮聖苑組合議会定例会が開催されました。また、9月5日にかずさ有機センター運営協議会が開催されました。いずれも内容について7番、幸治正雄議員から報告があります。

幸治議員。

○7番（幸治正雄君） それでは、ご報告いたします。

去る8月27日に、平成25年第2回定例一宮聖苑組合議会が開催されましたので、ご報告をさせていただきます。

管理者の玉川一宮町町長の挨拶の後、日程に入り、会期の決定、会議録署名議員の指名を行った後、1件の議案上程がありました。

1、平成24年度一宮聖苑組合会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は4,768万1,013円に対し、歳出合計4,392万6,251円で、実質収支は375万4,762円で決算しました。聖苑の使用件数は組合内外を合わせて702件で、前年度比37件の増です。

歳入の主なものは、分担金及び負担金、使用料などで、歳出で主なものは、需用費、委託料などであり、工事請負費では、聖苑入口ドア交換工事、火葬炉修繕工事及び塗装工事です。

質疑では、工事費の中で、塗装工事とあるが応急工事なのかとの質問があり、壁等にしみが生じたため応急的な工事を行い、今年度施設全体の雨漏り調査をしており、結果を見て対策工事を行いたいとの答弁がございました。

基金は、決算年度末現在高4,557万7,000円です。採決の結果、全員一致で認定され閉会しました。

なお、詳しい資料につきましては、事務局に保管してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、聖苑組合を終わります。

引き続き、かずさ有機センターを報告いたします。

去る9月5日に、かずさ有機センター運営協議会が開催されましたので、報告をさせていただきます。

場所は一宮町保健センター3階会議室です。市原睦沢町町長、芝崎一宮町副町長出席のもと、会議に入りました。役員改選では、全員留任となりました。報告第1号では、かずさ有機センター特別会計決算についてです。

歳入総額は2,768万3,894円で、主な内容は、事業収入で堆肥売払収入、一宮町負担金、一般会計繰入金、前年度繰越金などです。

歳出総額は1,460万8,962円で主なものは、賃金利用費で、燃料費、光熱費、修繕料、賃借料で、自動車借り上げ料などです。

歳入歳出差額残額は1,287万4,932円です。繰越金につきましては、一度基金に積み、取り崩しの手続をとり予算化して執行するとのことでした。

それについての目的は、平成25年3月に耐用年数を迎えた攪拌機の整備、散布機の買い替えなどを予定しているとのことでした。

なお、詳しい資料につきましては、事務局に保管してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

次に、7月2日から議会だより編集会議が開催されております。内容について11番、市原時夫委員長から報告があります。

市原委員長。

○議会だより編集特別委員会委員長（市原時夫君） それでは、議会だより第137号発行にかかわります編集特別委員会の内容につきましてご報告をいたします。

7月2日に、第1回の編集会議を開催いたしました。編集方針、原稿分担、編集日程等について協議をしたところでございます。原稿の締め切りを7月9日といたしまして、10日に原稿調整、レイアウト調整、写真撮影などを行いました。23日に初校の読み合わせを行いまして、8月1日に校正最終承認、8日に最終校正を行いました。延べ5回にわたる編集作業が終わったわけでありまして。

議員の皆様始め、委員の皆様におきましては、ご支援とご協力をいただき深く感謝をしております。

引き続き、内容等研さんを重ね、多くの方々に読んでいただけますよう努力して参りますので、今後とも議員の皆様方に対しましてはご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会だより編集特別委員会からの報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（中村義徳君） ここで、町長から挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 平成25年第3回睦沢町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

水稻の収穫も一段落となり、朝晩めっきりしのぎやすくなりましたが、まだ残暑の残る今日このごろでございます。

本日、平成25年度第3回議会定例会を招集させていただきましたところ、公私ともご多用の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

議員各位におかれましては、ますますご健勝にて、町の発展、町民福祉向上のため格別のご理解、ご協力をいただき重ねてお礼申し上げます。

さて、最近の月例経済報告等では、我が国経済の基調判断として景気は着実に持ち直しており、事実回復に向けた動きも見られ、デフレ状況ではなくなりつつあるとしております。また、先行きにつきましては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現する中で、企業収益の改善が家計所得や投資の増加につながり、景気回復へ向かうことが期待されるとしております。

また、9月8日の早朝には、2020年に夏季五輪の日本開催が決定するなど、縮み思考の経済から明るい兆しが見えてきたようであります。

今後、消費増税の問題等もございますが、これら政治、経済等の動向に注視し、本町の均衡のとれた地域環境の整備と町活性化に意を注ぎたいと考えております。

さて、今期の定例会は条例の制定1件、条例の一部改正3件、一般会計他各会計補正予算6件、契約の締結1件、人事案件2件、平成24年度一般会計他特別会計決算の認定6件、報告2件でございます。慎重にご審議の上、原案のとおりご可決いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管についてご報告いたします。例年9月の議会定例会の折に報告してお

ります、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について過年度分の報告数値に誤りがありましたので、ご報告をさせていただきます。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標を公表しておりますが、これらの指標のうち今回誤りが見つかったのは、将来負担比率でございます。将来負担比率については、地方債の現在高や、一部事務組合等の地方債の元利償還金に充てる負担見込み額と、将来町が負担しなければならない額の標準財政規模に対する割合を求めるものでありますが、今回、一部事務組合の負担見込み額積算におきまして、本来償還金に充当する負担割合を求めて積算しなければならないところ、構成市町村の負担金の割合を使用し積算していることがわかりました。

今回の積算誤りは、平成24年度分を作成している過程で気づいたものであり、これにより過去3年間の数値について、見直しを行い、監査委員にもご報告させていただきました。具体的な数値の変更は、別添の財政健全化判断比率、将来負担比率の誤りについてのとおりであります。おわびをして、訂正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

今回の訂正により、結果といたしまして、将来負担比率はさらに低い数字になりますが、今後このような誤りが生じないよう内部厳正体制の強化を図り、適正な事務処理に努める所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、長生郡市広域災害対応計画についてご報告いたします。

本日、お手元に配付させていただきました計画につきましては、東日本大震災等の教訓を背景に今後大規模災害、地震、津波、土砂災害等が発生した際に長生郡市の各市町村が協力して対応する基本計画を定めたものでございます。

本計画は、町の防災計画にも組み入れることとなりますが、今後も引き続き県などの協力を得ながら組織体制及び内容の充実などを協議して参りますので議員の皆様方のご指導、ごべんたつのほど、お願いを申し上げます。

次に、若者定住型賃貸住宅、上之郷リバーサイドタウンの募集結果についてご報告いたします。

申し込み期間を6月20日から8月20日までとした、第1次募集の申し込み数は、全部で27世帯でございました。このうち10区画の入居予定者が決定し、入居予定者による希望区画の選定が8日、日曜日に行われました。今後は業者からの提案の中から入居者が希望する住宅プランを選定していただき、4月1日入居に向け工事を着工いたします。

なお、今回の募集で予定していた10区画をはるかに超える27世帯からの申し込みがあり、その全ての方が入居資格を有しておりましたが、優先順位をつけるため点数制を用いたことから惜しくも選考に漏れてしまった方には大変申し訳ないというふうに思っております。

私は、このように大勢の方が睦沢町に定住を希望していることを再認識し、本年度中に2次募集を行いたく、本定例会に補正予算案を提案させていただきました。残り8区画ではございますが、睦沢町へ住みたいという方々の希望を是非かなえてさしあげたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、9月から利用可能となった路線バス助成制度ですが、利用登録者数は43名となり、そのうち茂原駅睦沢中央公民館線の利用希望が31名、大多喜一宮駅利用希望の方が9名、3名の方が両線の利用を希望しており、既に回数券等の販売も始まっております。まだまだ目標の数には達しませんが、今後も広報等により住民への周知を続けて参りますので、ご支援を賜りますようお願いをいたします。

つづいて、地域振興課関係の行政報告をいたします。関東農政局千葉地域センターより、平成25年産米の生産状況について、作柄概況がやや良であると発表がございました。連日猛暑が続き、収量や品質等を心配いたしました。順調に刈り入れが済んでいる状況に安心しております。また、米の放射能物質検査結果については、千葉県が行った検査の結果、平成25年8月11日出され本町の米については、放射性物質の検出はされず、出荷が可能となっております。これで2年連続して検出せずとなりましたが、千葉県は当面は続けて調査を実施するとのことでございます。

また、町が独自に実施している放射性物質簡易検査についても並行して実施して参ります。

今後も、安心、安全な食の提供を目指して参りますので、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、挨拶と行政報告を申し上げます。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

○町長（市原 武君） 議長。

○議長（中村義徳君） 町長。

○町長（市原 武君） 大変恐縮ですが、議案の差し替えをお願いしたく、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（中村義徳君） ただいま町長から議案差し替えの申し出がありました。

内容について説明を願います。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 差し替え内容等をご説明させていただきます。

差し替えをお願いいたします議案は、議案第9号の平成25年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第1号）でございます。訂正箇所は1ページで、第1条の見出しが（歳入歳出予算）となっておりますけれども、正しくは（歳入歳出予算の補正）であり、「の補正」が抜けておりましたので、訂正し、差し替えをお願いするものでございます。

誠に申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（中村義徳君） この後、休憩中に差し替えを行いますので、議員は議案を机の上に置いて退席して下さるようお願いを申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村義徳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名をいたします。7番、幸治正雄議員、8番、岡澤宏一議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（中村義徳君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日とあすの2日間にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日とあす12日の2日間に決定をいたしました。

◎一般質問

○議長（中村義徳君） 日程第3、これから一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いをいたします。また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承ください。

それでは、通告順に従い、順番に発言を許します。

◇ 荻野新衛君

○議長（中村義徳君） 最初に、12番、荻野新衛議員。

荻野議員。

○12番（荻野新衛君） 一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、私は、私の信条として教育と福祉、農林業の活性化というものを基本的な政治活動の基本に置いております。そういう中で、本来ですと、町長のほうに質問するのが1番最初ですが、今回は教育関係を1番最初に持ってきたわけでございますので、高梨教育長さんどうかよろしくお願いたします。

そういうことで、今、議長からおっしゃったように簡潔ということですので、簡潔に質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、学校等問題調査検討委員会についてです。これについては、私も2回ほど傍聴したわけですが、私の思っていることを全部言いますと、色々問題が出ますので、差しさわりのないところで質問させていただきたいと思えます。

まず、傍聴に行った中において、期間はどの位なのかと、この問題を出すのに、それが知りたい。任期は2年ということだから、2年という答えが出るかもしれませんが。

それから、傍聴して気がついたことは、人数が多いということですね。23人ですよ。会議は踊るというウイーン会議があったけれども、果たして23人の大勢でやるのが適正かどうかということですね。

それから、その中に副町長、特別職ですね、副町長と一般職の総務課長と企画の主幹3人が入っていると。私は、その中にその3名を入れる必要性があるのかどうかということなのです。これは、要綱で作ったんだから、我々はその意見を聞いただけでございます。この必要性があるのかと。会議というのは、やはりスムーズにスピーディーに行くには色々な法則があるわけなんです。そういう中で、今の3点について答弁を願いたい。

それと、もう一つは、これと関連があるのだけれども、教育委員会として、学校との問題、課題等についてどう把握しているかということなんです。今は、一般の人たちに問題を出してくださいよということをやっているけれども、町の教育委員会としてそういう問題をどう

把握しているのか伺いたいと思います。

次に、こども園の安全対策ですが、色々な施設等あるわけですが、1番災害ですね、地震、雷、火事、おやじは別といたしまして、おやじのかわりに、今、竜巻ですね。非常に大きな竜巻が、アメリカはちょくちょく竜巻があるんですけれども、ある地域は。日本にもここへ来て、すごい異常気象の中で、竜巻が増えています。あした来るかも知れません。そういう中で、1番私は弱い立場にいるのは、こども園ではなかろうかと思うんです。

今、保育士さんは大体女性だと思うんですけれども、草食男子よりも肉食女子のほうが強いということもあるわけですが、事、災害が起こったとき、ゼロ歳児から6歳までかな、預かっているこども園といたしては、どのような対策を講じているのか伺いたいと思います。

次に、リバーサイドタウンの費用対効果ですが、前回の一般質問で、費用対効果を数字で出してくださいということをお願いしたら1.7だと。1.7、1よりも0.7高いので費用対効果ありますよということですが、これについてやっぱり内訳が必要だろうと、どういう形で1.7になったのか、詳しく説明をしていただきたいと思います。

次に、まちづくり委員会ですが、2年間の任期を終えて7月末で終わったわけですが、この成果というもの、どんな成果が2年間の中においてあったのか、それからまた、この後に出来ているのはわかっているんですけれども、どんな方向でどんな内容で作ったものが要るのか、どのような内容なのか、今後の方向について伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 荻野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問の1、学校問題調査検討委員会について及び2のこども園の安全対策につきましては、教育長より後程ご答弁をさせていただきます。

私のほうから、リバーサイドタウンについて、費用対効果がどのような内容で1.7になったかというご質問ですが、6月定例会で、荻野議員の一般質問にお答えしておりますが、費用対効果、費用便益分析は、事業の実施に要する費用に対してその事業の実施によって社会的に得られる便益の大きさはどの位なのかを判断する指標となっています。

その算出方法ですが、まず建設費の収支計画については、24年度の実績や3年間の家賃補助金、住宅及び土地が譲渡された場合の住宅取得奨励金、及び女ヶ堰周囲の安全対策費用を加え計算をさせていただきました。

建物の耐用年数22年の間での収支となりますが、その結果、全棟が譲渡された場合の最終

的な町の持ち出し額は、8,800万円となり70%、13棟が譲渡された場合は約1億2,000万円という金額を算出いたしました。

次に、費用対効果を検討する場合、投資妥当額を出さなければなりません。算定式により1億5,200万円となりますが、この場合の効果額の算定には、地域コミュニティ効果といたしまして、入居条件にあります区への加入、地域コミュニティへの参加による地域での奉仕作業や各種イベントへの参加による効果が期待出来ますが、各世帯2人が2か月に1回参加した場合の費用換算、次に、地産地消効果としては、人口増に伴う消費の向上による効果として、消費額1人当たり月2万円とし、地産地消でございますから、農業者などの生産者や、商店の販売利益の計として消費額に対して、30%を見込んでおります。その合計として総効果額は、年間639万4,000円となり、計算式により還元率0.042で除した金額が1億5,200万円となります。この額を最終的な町の持ち出し額8,800万円で除した数字が1.7ということでございます。

また、70%、13棟が譲渡された場合は1.2という数字が算定されております。

したがって、基準値の1を超えておりますので、本事業の費用対効果は妥当ということで前回回答させていただいておるところでございます。

なお、8月20日をもちまして、第1回の申し込みは終了いたしましたので、再度申し込み状況による再計算をさせていただいております。その結果を基準に再計算した費用対効果は2.98となりましたので、改めてご報告させていただきます。

なお、申し込み状況及び、再計算による効果の詳細については、この後、担当主幹より説明をさせます。

次に、まちづくり委員会の成果、今後の方向はとのご質問ですが、町民の皆様との協働による若者定住促進を主としたまちづくりを進めるため、平成23年8月にまちづくり委員会を設置し、2年間にわたり活動をしていただきました。23年度には、土地や住宅の取得助成制度や地域活性化を促進するための支援制度についての提言がなされ、町はその提言をもとに議会、全員協議会でも意見を伺った上で、若者定住施策の具現化を図って参りました。

また、本年度は、路線バス助成制度や福祉タクシー制度について、現行制度の利便性をより向上させるための要望をいただいております。今後の公共交通の利用促進と利便性向上に役立たせていただく所存でございます。

まちづくり委員会については、委員の皆様のご提言等により若者定住促進については、確実に成果を上げて、所期の目的は達成出来たと確信をしております。

また、6月定例会で予算の承認をいただいた、地域再生健康のまちづくりについての計画策定に係る委員の募集を行いましたところ、各団体からの申し込み、一般からの公募により16名の方が委員として活動してくださることになりました。今後は、本委員会の充実を図り、地域再生、健康なまちづくりに力を注ぎたいと考えております。

したがって、まちづくり委員会は任期満了に伴い廃止させていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中村義徳君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 荻野議員のご質問に、教育委員会関係のご質問についてお答えさせていただきます。

初めに、学校等問題調査検討委員会についてのご質問ですが、期間につきましては、任期の関係もございますので2年間を一つのスパンとして考えております。

また、委員数につきましても、委員会の目的が本町における小・中学校及びこども園にかかわる諸問題の調査、検討を行い、将来への望ましい教育環境のあり方を満たすとしておりますので、各層から色々のご意見を賜りたいと考えまして、各学校、こども園の代表者4名、そして、保護者の代表者4名、区長会の代表2名、議会議員の代表4名、一般公募による住民の代表4名、学識経験者2名、また、町からは行政面を総括する立場といたしまして副町長、防犯防災財政面から総務課長、町の政策面を担当する担当主幹、町職員は3名でございます。全体で23名というような組織といたしました。

委員が多いのではないのかのご質問ですが、かねてから大きなテーマとして考えられております、小学校や中学校の児童・生徒数の減少、施設の老朽化の問題、そして現在の教育を取り巻く諸問題を解決するためには、これが必要であるというようなことで考えております。

また、教育委員会としての認識はとのことですが、この委員会において検討された課題につきましては、真摯に受けとめ、学校等の問題、課題等について現在教育委員会で把握しているものとともに、この委員会において検討された結果について十分すり合わせを行いまして、将来の望ましい教育環境のあり方を見出していこうというような考えでございます。

教育委員会として十分に検討し方向性を出して参りたいと考えますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、こども園の安全対策についてのご質問ですが、まず、災害を想定した対応といたしましては、園児が落ち着いて対応出来るよう月1回避難訓練を実施するとともに、危機管理

マニュアルに沿った職員の対応が可能なような、危機管理意識の高揚を図っているところでございます。また、災害発生時の対応といたしましては、公民館との連携を図った避難誘導等を行いまして、園児の安全確保に最重点としまして、保護者へ引き渡すまでの間、安全が確保された場所に待機させます。

さらに、安否等を含めた保護者への情報提供につきましては、携帯電話等を利用しました緊急時携帯メールを活用しまして保護者との情報の共有化に今、努めているところでございます。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

リバーサイドタウンにつきまして、今回の入居募集結果に基づきまして、再度費用対効果の試算をさせていただきましたので、ご報告させていただきます。

まず、入居の申し込み状況でございますが、報告させていただきますが、10区画の募集に對しまして、件数は全部で28件の申し込みがあり、そのうち、リバーサイドタウンの全区画数18区画分として申込者上位18件分をもとにして、有償譲渡の有無や、譲渡時期を考慮して再計算をいたしたところでございます。

ここで申し添えさせていただきますが、この試算については、あくまでも現段階での申し込み状況によるものでございますので、また変わってくる可能性があるということをご理解いただきたいと思います。

申し込み件数27件のうち、上位18件による結果でございますが、まず、申込者の現在住まわれている住所は、茂原市が1番多く10件、続いて睦沢町、長生村がそれぞれ2件、いすみ市、大多喜町、柏市、市原市がそれぞれ1件で合わせて18件となります。

入居人数は63名、区への加入が全世帯の18世帯となっております。

次に、譲渡希望についてですが、入居後1年での譲渡希望者が6件、2年が1件、3年が1件、5年が8件、10年が1件、希望なしが1件となっております。この譲渡希望件数と希望時期を考慮いたしまして、試算をさせていただいております。

その結果ですが、総支出額は3億4,300万円、収入額は2億9,700万円となり、その差は4,600万円と前回の報告より4,200万円ほど小さくなっております。これは、申し込みをした方の譲渡の希望時期が早まったことにより、住宅の維持管理費が削減されたこと及び早い時期の譲渡になりますので、原価売却によるところの譲渡価格が高額になったことによるもの

でございます。

この数字4,600万円をもとに、費用対効果を計算させていただきました。

では、その分析の方法ですが、その事業の実施によって、社会的に得られる便益の大きさを貨幣価値に換算した金額を総事業費、リバーサイドタウンの場合は最終的な町の持ち出し金額で割った数字となり、その数値が1以上であればその事業は妥当ということになります。

したがって、分母は最終的な町の持ち出し金額4,600万円となります。また、分子、投資妥当額については、算定式により1億3,700万円となりますけれども、計算式により年効果額を還元率0.04にて除したものとなります。この場合の年効果額の算定には、地域コミュニティ効果といたしまして、入居条件にあります区への加入、地域コミュニティへの参加による地域での奉仕作業や、イベントへの参加による効果が期待出来ます。

各世帯2人が二月に1回参加した場合の費用換算で、年間延べ36人、1時間当たりの作業費800円で1日当たり3.5時間を作業するものとして計算させていただいたもので、1年間で18世帯、121万円となります。

次に、地産地消効果でございますが、人口増に伴う消費の向上による効果として、消費額1人当たり2万円として、農業者などの生産者、商店の販売利益の計として消費額に対して30%を見込みました。そうしますと、消費人数63人の月2万円に30%を掛け、年間453万6,000円となります。この地域コミュニティ効果と地産地消効果の合計が効果額になりますが、年間の効果額は合わせて574万6,000円となりました。

先程町長の答弁で、投資効果1.7の場合より少額となっておりますが、これは入居人数を申し込み状況により計算したことから、想定入居人数72人であったものを実際の63人にしたことによるものでございます。

最終的に繰り返しになりますけれども、この574万6,000円を還元率0.04にて除した額、1億3,700万円、投資妥当額になりますけれども、これを町の持出金額4,600万円で割った数字が投資効率でその数値が2.98となったものでございます。

ただいま申し上げましたとおり、申し込み状況での投資効率は2.98となりましたけれども、この数値は状況により変化していくものであると思いますので、あくまでも前回町長より申し上げました数値1.7を目標値としておりますので、この1.7を上回る数値を得ることが出来るようにしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 萩野議員。

○12番（荻野新衛君） 再質問させていただきます。

まず、リバーサイドの問題本当によかったです。これはもうわかっていたことなんです。普通の人にはローンなかなか組めないんだけど、安い家賃で入れれば皆来ちゃうわけなんです。で、1.7が2.9に上がったということは、本当にいいことなんです。早期に売れるというか、買ってくれるということで、これは町としては非常にいいことなんですけれども、費用対効果を1.7で見ていくということは、いいことなんですけれども、その費用対効果の出し方、私もない頭でない知恵を絞って考えたんですけども、そのコミュニティがどうだこうだって言ったけれども、そのコミュニティに参加した問題が町全体にどれだけのメリットがあるのかと、作らなければ全然それは数字に入れなくていいわけなんだよ。住宅がなければ、コミュニティの参加の問題ない。じゃその作った六十何人が地域の色々な草刈り出ました、イベントへ出ましたといっても、それが町全体でどれだけの我々にメリットがあるかというのが一つ。

それと、地産地消の問題ですね。子供が1人2人いると思うのだけれども、今の段階で考えていけば、いいですか、今の計算は計算でいいのだけれども、僕はちょっといやしいからね、高校出ると、今大学は義務教育みたいなものだよ。ほとんど就職の問題もある。じゃあ子供たちが何人戻ってくるのかと。例えば、1世帯3人なり4人、当初63人だね。これがずっと20年先、睦沢で消費をするという、30%という保証はないわけなんですよね。

もう一つは、じゃあその人たちが月2万円で30%で数値は出ているけれども、それが町に対して、我々に対してどういうメリットがあるのかと、そこへ住宅63人が来なくなると米は売れているわけだし、じゃあ近所の店屋が利益が出たといっても、じゃあ法人税なり町税がどうなってくるのかと。私はそこまで分析して、費用対効果は、本来は、計算上じゃなくて本当にメリットがあるのか、18世帯増やしたことが、こうですよと。

本来であれば、これが瑞沢学区になっていけば、投資効果が少なくたって致し方ないと思うんですよ。昨年の12月3日では、瑞沢学区の検討委員会、瑞沢じゃないんだよ、学区検討委員会が出来たわけだから。だから、本当の費用対効果というものは、私は、そう見るべきだろうと思うのがいかがですか。

次に、まちづくり委員会、1回目、半年ちょいで提言がなされたのは承知しております。

その後、1年半近くなって何があったかということであって、交通機関への、公共機関へのどうだこうだ。私も会議録少し読んでみましたからね、わかっているの、その程度ではちょっともったいないなど。

もう一つは、新しいこれからの組織を作る、健康何とかづくり、健康のまちづくりね、計画推進委員会か。であれば、今までの反省を踏まえて組織を作るべきだ。僕は、あのときの3月に、よそ者、若者、ばか者20人位で作るべきだよと言った。当時の町長、作りません、今のままです。で、6月にこういうものを作っていった、それは裏がある。今、裏は言わないけれどもね。

だけでもその中で、委員会の出欠に見たって、この3か月は欠席のほうが多いわけよ、その中の公簿を見ると、委員さんの発言録を聞いてみると、「単に公募だけではつまらない」「今より色々な知識を持った人材を集める必要があるのではないか」「役場の若い人たちも参加するような組織にすべきだろう」「そもそもまちづくり員会とはどういう委員会かよくわからない」これが会議録に出ちゃっているんだよ。血税を使ってこういう発言になっちゃっている、何のために出ていたんだと。それは出る人もいいけれども、役場職員も大変だと思うよ、仕事が終わった後、残業だよ。遅くまでやっている、大変だと思う。

だから、これを轍を踏まない組織を次に作っていただきたいと思う。もう公募も終わって出てる。でも、これ見ていると何ていったらいいのかな、町内だけで大体やっていると思うんだ。本来は町外の人が参加しなくちゃ駄目なんだ、客観的に町を見るという。学識経験がそういう形で入ってくればいいけれども。それから役場職員、若い人たち、これは、匠瑛市、匠瑛市の若い職員が市の将来に危機感を持って職員たちが組織してこういうものを作っているんですよ。

だから、変わりばえのしない組織じゃなくて、2年間の反省を踏まえて、僕も傍聴行ったけれども、その後傍聴やめたけれども、それも言わないけれども、組織というもの、委員会というものをもうちょっと考えるべきだ。せつかく作って時間と税金をかけるんだから。作ってよかった、町のためによかった、将来のためによかったそういうものにすべきだろうと思いますけどどうですか。

次に、教育委員会のほう、まず、学校問題のほうなんだけれども、人数等、教育長から丁寧な答弁があったけれども、まず、問題を出すのに、2年間をかけるといったら民間では潰れちゃうんだよ。問題をすぐ出して、それをすぐ対処していく、出来るところから対処する、そういう姿勢が必要だろうと。これ親方、日の丸なんだよ。問題を出す、で、今の子供、児童・生徒がよりよくなるように私はすべきだろうと思っているんですよ。

それからもう一つは、これは色々なことがある、財政色々ある、だけど委員にしくたっ
ていいんですよ。役場職員はオブザーバーでいいんだよ、発言出来るんだよ、委員じゃなけ

りや発言出来ないんじゃない。オブザーバーとして財政がどうだこうだって時には答弁出来るわけだ、防犯がどうだこうだってときには出来るんですよ。

そういうことを踏まえて私はやるべきではなからうかと思うのです、これだってやっぱり12月3日の学区検討委員会からの付録みたいなものだよね。しょうがないでこれ作ったと思うのだよ、あれを廃止するかわりに、と言われてもしょうがない。

で、そこで質問したいのだけれども、教育長は問題点をこれからすり合わせていくと。私が聞いていることは、そうじゃないんだ。教育委員会としてだよ、今の睦沢の教育問題、どういう課題があるかということを知っているんだよ。その課題を本来であれば、課題をその検討委員会に出して、どういう方法で処理したらいいでしょうかと、教育委員会が決定出来るわけじゃないでしょう。自分たちで決定したらキッチン食らわんといかん。だから諮問会議を作って、委員会を作って、諮問をし、答申をもらう。それによって物事を進める。これが行政の大体のやり方なんですよ、

だから、本来、学校問題の検討委員会は、委員さんが問題を出すんじゃないんだよ。教育委員会が、こういう課題がありますよと。だって校長先生が3人もいる、こども園の園長もいる。大体の問題はわかっているし、教育委員会がそれを把握していないということは、私はおかしいと思うんだよ。

それを、委員会のほうで、これはこうするべきだということを諮問を受けて答申をする。それでてきばきと行政と財政等をやって出来るところからやっていくべきであろうと、そういうことなんです。その辺どうなっているのか、再度伺いたいと思います。

こども園の件だけれども、ある程度の内容はわかっていたんですけども、1番の問題は一般行政、教育行政だけでなく、こども園で、事があつたときに、公民館からだけの対応じゃなくて、町長にも聞いてもらいたい。こども園で大きな災害があつたとき、竜巻が来た、地震が来た、そういう時には、教育委員会部局だけでなく、一般部局から、町部局から何人か助っ人を出すと、そういうシステムが僕は必要だと思うんだよ。

今縦割りの悪いところなのよ。1番弱いところは、僕はこども園だと思っています。ですからその辺のところをもし町長の考えがあれば、答弁させていただきたい。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それではまず、私のほうから、コミュニティ参加がメリットになるのかというご質問でございましたが、そこから参りたいと思います。

まず、東日本大震災において人のきずな、協働というものが非常に見直されてきておりま

す。これは、議員さん方もご承知のことかと思えます。これはすなわち、地域コミュニティがいかに大事かということをお話していると思えます。

この地域の近辺の町村を見ましても、コミュニティが欠けて自治会加入率が50%を割ってしまっていて、なかなか住民の意思決定なり、そういうまとまりが見つからない、あるいは、町の行政の広報紙の配布さえままならないということが言われております。そういうことがあってはならない、本来の地域コミュニティを大事にしていきたい、これは非常に私はメリットがあると、地域住民全体にとってメリットがあることだと。新住民、旧住民ということではなくて、新しい方たちもその地域に溶け込むということは、これは最大のメリットになるというふうに考えております。

そういうことで、点数制につきましては、こういうものを最重要視した中で、点数化をさせていただいて、機械的に判断をするという手法をとらせていただきました。

それから、委員会関係については、担当主幹のほうから、ご答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

それから、こども園の災害時の手当てということでございますが、これにつきましては、25年、26年度で町の防災計画の見直しを行っております。その中で十分検討させていただきながら、結論を出していきたいというふうに考えますので、大変参考になる意見をありがとうございました。

○議長（中村義徳君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

委員会関係のことでございますが、公募が10人では多過ぎるのではないかとということと、町内だけでなくともよいのではないかと、あるいは、専門家もメンバーに必要なのではないかとということですが、委員会のメンバーでございますけれども、既に任期は終了しておりますけれども、募集時期にはまだ任期中でございましたまちづくり委員会から若干名、それと民間団体の委員から若干名、町民公募から10名以内ということで、計16名で組織するものとしたものでございます。

委員の募集でございますけれども、旧まちづくり委員会のメンバー及びまちなか元気会、これは上市場の商店通りの再生に積極的な団体でございますので、そちらのほうにご協力をいただいておりますということでございます。そちらからそれぞれ3名ずつ本委員会に参加していただいたものでございます。

また、他の10名については、公募ということでございますけれども、実際はこのまちなか

元気会の中からも、公募という形の中で参加された方も何人かおられます。また、計画の中には、里山の整備ということでやすらぎの森、ふるさとの森の再整備も含まれておりますので、寺崎あるいは妙楽寺の区長さんにも相談をさせていただいた中で、適任と思われる方の推薦をいただいて、私のほうから直接お願いに上がって参加をしていただいたということでございます。公募委員としては、当然純粋な公募からという人がほとんどでございますけれども、そういう形で構成をされております。

また、10名という人数ですけれども、今後このような委員会、公募するときには、今回の計画を策定する中で、その人数の妥当性を再度見極めて今後の参考とさせていただきたいと思っております。今回16名とさせていただいたのは、計画の中で各種調査を実施するというので、人数が必要であるということから16名とさせていただいております。

それと、専門家の必要性ということでございますが、委員会の進め方について、ただ委員が集まって議論してもなかなかまとまらないんじゃないかというご指摘もありましたけれども、専門家といたしましては、コンサルタントのほうに委託をしておりますとともに、特に健康分野については、筑波大学の協力をいただくこととなっております。委員会の開催時には要所要所で出席をしていただいて、アドバイスをいただくということでございます。

また、事務局、政策企画班ということでございますが、当然計画が策定された後は、実施をするのは各課ということになりますので、各課等の職員も出席することになっております。したがって、町民と専門家、それと町の連携による計画策定を行う形となりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） すいません、答弁漏れが一つありましたので、ご答弁させていただきたいと思っております。

議員のほうから、学区の検討委員会から学校全体の学校問題にすりかわってしまったというようなご発言がございましたが、これにつきましては、当初私のほうで、若者定住の関係のリバーサイドタウン建設に当たっての、全員協議会、皆さんにお願いしたところ、瑞沢小だけの問題ではないんだよというようなご提言をいただきました。

ということで、それを総合的に再度検討させていただいて、瑞沢小だけの問題ではない、土睦小、それから睦沢中についても色々問題があるんだということから、発言を撤回させていただきまして、学校全体の問題を検討してそれに向かって、校舎の老朽等もございます、

あるいはまた給食施設の老朽等もありますということから、そういう全体的なことを考えながらトータル的に物事を進めていきたいということから、このようにさせていただいたわけでございます。

議員おっしゃられるように、その都度その都度変わってくるということですが、私は、当初から申し上げているとおり、私から提言をさせていただいて、皆さんの意見を聞いた中で再度検討をして、よかれと思う方向に進んで参るということで常に申し上げております。

そのようなことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（中村義徳君） 荻野議員。

○12番（荻野新衛君） 地産地消の効果の問題、ほら20年間ね、2万円の80%でこうあるという、それはじゃあどういふ効果が本来あるのか。計算上そうなっているから、現実的には子供たちは半分以上いなくなっちゃうしね、売り上げが本当に、どういふ地域へのメリット、町へのメリットがあるのかと。計算上ではこれ出るけれども、実際は……

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 地産地消の問題でございますが、建物の耐用年数が22年ということで、22年で計算をさせてもらっております。

議員おっしゃられるように、大学に行きますと、都内に下宿する方が多くなると思いますが、中には自宅から通うという方もございます。そういうことで、ほとんど、8割から9割方この数字の中に入ってくるのかなということで、そこまでは考慮しませんでした、全体としてメリットが出てくるのかなと。

それから当然にして、人口が減る分を他から来ていただくということになりますから、その分の人口が増えているわけですから、全体の消費量が減るところを、増えないまでも、減少がとどまるということで、結果的には、その分が増えたことになりますので、その分の効果が出ているというふうに、判断をしておるところでございます。

○議長（中村義徳君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 荻野議員の学校問題等の課題について、すぐ対処したらどうかというようなご質問なんですけれども、睦沢町学校等問題調査検討委員会の2回目の会議のときに、都合3回今まで開催させてもらっているんですけれども、6項目の意見が上がりました。施設の老朽化、給食のあり方、望ましい小学校のあり方、安心・安全な学校づくり、幼・小、小・小、小・中の連携、夢のある学校づくりというようなことございました。

そういった中で、では教育委員会は今まで問題を把握していないのか、もし把握していればそれを逐一整備、あるいは具案化をするのがよろしいのではないのかというようなことだと思います。

教育委員会といたしましても、施設の老朽化につきましては、その都度少破のものについては局部的に直していました。しかしながら、土睦小学校、また中学校とも、もう建築年数がかなり経過しています。で、そろそろ大規模改修の時期にあるというようなことで、建設計画も一応委員会内は立てているんですけども、いかんせん先程も答弁させてもらったとおり、将来を通しての児童・生徒の数が減ってくるというようなことで、今後の望ましいその施設等のあり方、あるいは、瑞沢小学校を含めた学校のあり方を検討して、意見を出してもらおうと。

この委員会につきましては、当初からお話ししているように委員会に対して答針を出してもらおうというような諮問しまして、答針を出してもらおうというようなスタンスではなくて、意見を集約してもらって、各層からの意見を集約してもらってそれに基づいて委員会で検討した結果、先程のすり合わせというようなことで答弁させてもらいましたけれども、その辺をすり合わせた中で順序立てて、町部局に改修なり、学校のあり方なりをお願いしていくというようなスタンスで考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 荻野議員。

○12番（荻野新衛君） 僕は、音痴でカラオケやらないから、こういうマイク持つのがどうも苦手でごめんなさい。

再々質問させていただきます。

まず、町長のほうから答弁があったきずなの問題だけれども、これは大事なことなんです、1番大事。特にこういう農村地域、都市部と違うところは大事なところなの。だから、リバーサイド作らなくたって、きずなの大事さというのはあるわけなんです。16区の中でどうしたらきずなを高めていくのか、じゃリバーサイドが出来たことによって、他の16区がきずなが、つながりが、助け合いが出来るんならいい、それなら効果があるだろうということを私は言っているんです。

で、今日の本質は学校問題だから、それはそれで聞いておいてくれればいいです。

学校問題も上の三つは、グリコのおまけみたいなものですから。今、教育長が答弁された、教育委員会の把握の問題なんだよ、すり合わせをしていくと、2年間かけてすり合わせをし

ていく、それで教育委員会がうんだくんだ、それは、違うと思うんですよ。教育委員会は、問題を持ってなくてはいけないわけだ、本来は。それを一日も早く処理していくと、処理方法は色々あるだろうと。そこを私は言いたいんですよ。

僕もね、時間もなくなってくるから、こんなのすぐわかるんですよ、僕のない頭だって、半分位はわかるんだよ。まず1番の問題は、児童・生徒の安全面、災害だとか交通、変質者、それからいじめ防止だよ、今問題になっている、教育委員会対応出来てない。

睦沢も過去あった、教育委員会がまるっきり対応出来なくて、その子供と親御さんはどんなに苦労したか。そういうものが、僕の根底にはある。いじめの問題と、いじめの防止と、例えいじめをされても社会に出ればもっともっとあるわけだから、生き抜く力をつけていく、そういうのが私は一つの課題だろうと。

それから、やはり基本は学力向上だ。大学生が因数分解じゃない、因数じゃないな、分数の計算が出来ない。大学は出たって、能力がないわけよ、正直言って。やはり一定の学力は必要なんだよ、一定の学力。それを、学校だけでは任せられないんだから、無理なんだから、別な形で睦沢の生徒たちをいかに学力をアップするか。

それから、社会に出ていったとき、道徳も含めて生き抜く力を教えるんですよ、コミュニケーションも含めて。点数だけでは、これからはやっていけない時代なの。東大出たから左うちわかという、そういうわけじゃないんですよ。だからそういうところを小回りの利く睦沢が、そういう教育をするんですよ。

教育というのは、学校教育だけではないということね。これははっきりさせておいてください。そうすれば、睦沢に住みたいという人がどんどん来るわけよ、そうして人を増やすのが私はい1番いいんじゃないかなと。

それから、今出た施設の老朽化、校舎もそうだし、1番問題になっているのは、中学校の給食棟だよ、これは前から出ている。どうするのか、センター方式にするのかどうするのか。こういうことを誰が決定するんだと、いつやるんだと。早く決めて、財政との打ち合わせをして、計画を立てていくべきだろうと。

それから、瑞沢小の問題、今出たけれども、土睦小も減っている、大幅に、昭和43年かな、から平成23年の統計、僕も見ましたよ。60から50%位まで小学校、中学校生徒減っているんですよ。そういう中でどうするんだと。

そういう中でどうするんだといえば、瑞小が少人数学級でいいのかどうなのか、複式ノーだと、だったら講師を頼めばいい。じゃあ講師を頼んで1学年、2学年、3学年ありますよ、

果たして子供たちのためにいいのかどうなのか。どうすれば睦沢の子供を、瑞小がどうあったら子供たちがどういう方向がいいのか、わかっているんだよ。だから、それをどうしたらいいのかということを決定していかなくちやいけない。

すぐ出来るわけじゃない、この問題は統合の問題というのは大変なんですよ、何年もかかる。だから、早くやって、CRCじゃないけど浸透させて、青写真を見せるんですよ。二つある小学校が一つになれば、効率はよくなる。浮いた財力を教育に使えるんですよ。

だから、こんな小さいところで小学校二つある自体が、時代とともに、私は中央団地の学区のときにも随分あちこち動いたけれども、あの時期はしようがなかった、学校は小学校は二つ必要だった。でも、この少子化になったら、睦沢が小学校二つ持っていることがいいことなのか、児童のためにどうかということ考えるべきなの、ポイントはね。

問題はわかっているんだよ、問題は。それを早く、一日も早く処理、処理じゃないな、解決して、解決して子供たちが、ああよかったと、生徒がよかったと、そういうものをやるために教育委員会が私はあるんだろうと、そう思っているんです。

だから、教育委員会は、教育委員長が教育長作って、みんな丸投げになっちゃうんだよ、事務サイドに。教育委員さん何も知らないだろう、傍聴も来ないだろう。本来1番関心を持ってもらわないのは、教育委員さんなんだよ。それをみんな事務サイドに全部丸投げしてある、あとは異議なし、異議なしでいっちゃってる。だから、日本の教育というのは前へ出ないんですよ。また明日も何かあるみたいだけれども、だからそういう意味を踏まえて、難しい問題は大体この位に要約される、あとはまた、時間をかけて色々な問題が出るだろう。教育委員会はそれを表へ出すんだよ。出して、どうしたらいいでしょうかと大勢の意見を聞いて、スピーディーに処理すべきであろうと、そう思いますがどうでしょうか。

○議長（中村義徳君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。議員おっしゃるとおりだと思います。

先程町長からも前回の関係から、こういうような形になったというようなお話ありましたが、これについては、当然委員会のほうも把握している事項でありますし、今回の先程も言いましたとおり、検討委員会のご意見いただいた中で、委員の皆さん方の任期は2年でワンズパンというような話をさせていただきましたけれども、現実問題としまして、議員おっしゃるとおり、中学校の給食棟の問題やら、技術家庭科の耐震の関係のそれもあります。したがって、検討委員会の会長さんとも今相談しているところなんですけれども、この

6項目あったものを、分解をして出来るところから提言をいただくというようなスタンスで行こうと思って考えています。

議員おっしゃるとおり、瑞沢小学校の問題やら、施設の老朽化の問題やら認識は皆さんお持ちでございます。したがいまして、それをどう具現化するかを、これから、町部局と早急に、提言をもらった中で、早急に検討して参りたいと、そんなふう思うところでございます。

以上です。

○議長（中村義徳君） これで、12番、荻野新衛議員の一般質問を終わります。

これで、10時40分まで休憩をいたします。

（午前10時26分）

○議長（中村義徳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時39分）

◇ 市 原 時 夫 君

○議長（中村義徳君） 次に、11番、市原時夫議員の一般質問を行います。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫でございます。

通告順に沿いまして、一般質問を行います。

まず、防災計画について伺います。私は、その前段といたしまして、今回の一般質問の基本的な考え方について述べさせていただきたいと思えます。

今年度、町制施行30周年記念行事が予定をされております。私はこの質問をするに当たって、今、町民にとって何が大事かという根本に立ち戻って考えるときではないかと思うわけであります。睦沢町の30周年特別な意味を持ちます。それはこの間、睦沢町の町として存続の危機を乗り越えた30周年だということであります。国や県の合併が強引に、そして、合併しないと財政破綻するという大宣伝の中で、町民の思いが町の自立、自治を守った記念すべき30周年であります。

その結果、睦沢町は税の収納率の高さや、行政への住民参加の積極性、住民と行政の子育て支援の伝統があり、財政的にも破綻どころか、健全財政であることが証明されております。自治による伝統文化を守り、発展させようという住民の世論が生み出した、睦沢町の自立の

30年であり、住民とともに進めていく町政の大切さを表していると思います。

私は、こうした町民の思いと力を生かし、安全、暮らし、子育てを破壊しようとする政治から、住民とともに守る自治体の役割を、今、果たすべきだという趣旨から質問するわけがあります。

最初に、防災計画の見直しと、被害者想定、被災者受け入れ体制などについてであります。大規模地震の震源地と予想される場所が、関東付近では複数存在しております。いつ大地震が起きてもおかしくない状況の中、町の大地震などの見直しの具体的な内容が、いまだ見えておりません。

他町村を見ると、全体がまとまる前の段階でも、次々と具体化がされております。

例えば、津波対策として、タワーとか、築山とか議論されて、これらは時間がかかるものがありますから、どんどん議論されているようであります。

町長が先程言いましたように、町の防災計画はまだ先のようにありますが、その見直しとともに、対策の前段として町としてどのような、地震の場合、どの程度の被害を想定をして防災計画を見直しているのか、お聞きをしますというふうに、質問を出したところ、今日、先程長生郡市広域災害対応計画が出ましたので、ちょっと私も、あれっということ、ぱっと目を通しまして、どうしようかなということ、質問するわけではありますが、住民がこの被害についてどう考えているか。

町の住民意識調査によると、地震対策での携帯ラジオ、懐中電灯、医療品などを準備していると回答された方が65.6%、食料飲料水を準備されていると回答された方が44.9%、特に何もしていないという方が18.3%おられるというわけであります。

町に力を入れて欲しいという内容では、食料、水、日常生活用品の備蓄という方が41.2%を災害時の情報連絡体制の充実40%となっているということ、こうした備蓄の見直しなども私は必要だと思うのですが、伺いたいと思うわけです。

それで、私がちょっと見て感じたところで、ううんというところで、ちょっと準備されてなければ後からでもいいのですが、お聞きをしたいと思います。

一つは、この防災計画の被害の見直しというのは、千葉県が作成をした被害想定調査によるというふうに4ページにあります、これは、町の考えとして受けとめていいのか、そしてこれは、町がかかわって、下からの積み上げで出来たものか、町が自信を持って被害想定として、実際は違ってもいいんですよ、それは違うんですから、ということで、想定をきちんと町としてかかわったものかどうかというのが一つであります。

それから、二つ目ですけれども、この被害想定は、これによりますと、東京湾北部地震というふうになっておりますが、今、様々危機が感じられているのは、ちょっと間違えていたらごめんなさい、南海トラフとかってありましたね、幾つか震源地があるわけで、私がちょっと調べたところは、これよりも南海トラフのほうが被害が多くなる部分もあるような気もしたのですが、なぜこれ一つなのかと。複数の想定に基づきやるべきではないかという点で私は、非常に不十分だというふうに感じるのでその点をお聞きをしたいと思います。

それと、この被害想定を見て、ちょっと私もよくわからないのですが、被害予測は、揺れ、液状化、急傾斜崩壊、火災、こういうものに対する被害想定でありまして、津波についての被害想定がないんですよ、建物の。で、被災者のほうでは、津波によって何千人避難されるでしょうというのが、ということで、これも意味がわからない。

つまり被害想定として、これは的確なのかどうかという点について、極めて疑問に思っているわけですが、このようにしてお配りをしたということは、そうだとことなのでしょうか、お聞きをしたい。

それから、この後、私、質問する内容であります、一宮町や長生村、いすみ市など、津波で被災をされて睦沢町に例えば避難をされて来られる方という人数というのはいったいどのくらいなのかと、この数字の見方がわからない。

549人が避難をされるというふうにあります。一宮町から328人というふうにあります、結局549プラス328なのか、549なのか、町の被災者の受け入れ能力がちょうど足すと八百幾つで数が合うのですが、そういう想定をしているのかというものでも、これも非常にわかりにくい計画になっているということで、とちょっと私は、これでいいのかなということに非常に疑問を感じております。

それと、先程言いましたように、備蓄となりますと、そうすると当然、一宮町などから避難をされた方の備蓄も当然計画の中に入って、具体化されていると思いますが、その具体化されている数字を教えてください。

これは、何年後にやりますよという話ではなくて、あす起こるかもしれない、という意味で緊急の課題だと思うのですが、その点は当然計画をされて、長生郡で責任を持って出来た計画でありますから、私の疑問にお答えをいただきたい、と思うわけであります。

次に、自然エネルギーの活用についてお聞きをいたします。

福島原発事故による放射能汚染水流出が次々表面化をしております。まさに、2年半たっても全く収束されていない。福島の漁業者が窮地に立たされております。9月が全面開始予

定だった試験操業すら8月末急ぎで中断、延期になる事態にまで発展しております。

東京電力のあのひどい保管の方法、どんどん漏れている。私の知り合いが福島にありますが、その彼が写真を送って来ました。田舎の道路の縁に、よく牧草なんかを入れるようなビニールの大きいもの、だあっと並んでいると、何だと思ったら、それが汚染された土がいまだに放置されていると。そういう事態が、つまり、原発というのは、こういう被害だということ証明をされているわけであります。

私はこの事故当初から、原発事故というのはいったん発生したら放射能物質が外部に放出されるとともに、それを完全に抑える手段は存在しない、これまでの事故とは全く異質な危険性があるということではありましたが、残念ながらその予測が当たっているわけであります。原発が動かないと、電力が足りなくなる。とんでもない、この夏、原発が稼働しなくても、全く影響がない、現実に証明された。つまり、火力発電とか何かは、能力はまだあるということでもありますから。

私は現在の生活と影響とともに、子供たち孫たちの将来のためには、全ての原発の一日も早い廃炉計画に着手すべきだと考えております。それとともに、環境に優しいエネルギー資源大国と日本は転換すべきと考えておりますが、問題は、自然エネルギーというのは、地域の保有資源、その気になれば、地域で出来るということでもあります。もちろん国が力を入れなきゃなりません。そういう意味で私は、ここへ力を入れるべきだと思うんです。

再生可能エネルギーの導入の可能量というのは、全国で20億キロワット、原発現在の54基の約40倍と試算をしております。ですから、私は今、町としてもこうしたものに取り組む必要があると思います。

前回、佐原市など、県内での活用の実際を私は紹介をいたしました。町長のほう、例えば、太陽光などは、色々検討したが、なかなか難しいという答弁があったわけでありましたが、私は今回新たに災害時の緊急対策として避難所への、例えば、太陽光発電などの設置をすべきではないか、当面そういうふうにするべきではないか。使わないときは、そこは売電をしておけばいいわけですから、無駄にはならない。地震による停電がどの程度の時間になるかは想定出来ない以上、一定の電力を避難所で確保するのは当然ではないでしょうか、お聞きをいたします。

また、町長が主張しております天然ガス発電の考え方ではありますが、化石燃料という限界ありますけれども、より環境に優しいという意味では、自前の資源であること。地盤沈下などは検討しなければいけません、この点は、長南町や発電装置などの開発を含めた現状は

どうなっているのかをお聞きをしたいと思います。

次に、町民の暮らしについて伺います。

町の住民意識調査によりますと、若い世代の定住のための第1位は、町内に働く場所、第2位が子育て支援、力を入れてもらいたい施策では、高齢者施策の充実、路線バスの利便の向上、地域医療の充実、子育て支援の充実というふうに、やはり睦沢町に期待すること、それから現実に睦沢町に力入れているという点では、子育てという問題は、やはり大きな問題ものだというふうに、私は感じたわけですが、こうした要望の背景にありますのは、端的に言いますと、大企業や富裕層への減税と無駄な公共へとどんどんお金が使われる。どっち庶民には雇用が悪化、給料が下がる、増税、公共負担、貧富の格差がどんどん増えているというのが、今の町民の実態であります。

私は、自治体が、今、自治体として最優先するべき課題は、こうした安全と暮らしを支えることだと考えます。そうした中で、今回は二つの問題取り上げました。

第1に、就学援助制度を拡充し、貧困格差の広がりから、住民の暮らしと教育を守るという問題であります。今、貧困格差が次世代へ連動していくということが言われています。収入によって実質的な教育の機会均等が奪われてはならないと考えます。私は、そのために、町の今、これも睦沢町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱というの、ずっと見てみましたが、こういう制度をきちんと徹底をし、そして資格のある方は利用していただくという権利として保障するということが大事だと思うんです。

その点で、幾つかご提案をし、ご意見、考えをお聞きします。

一つは、就学援助制度については、それぞれ、収入、生活状況変わりますから、各学期ごとに申請書を配布するなどのお知らせを徹底すること。二つ目に、民生委員の助言方式をやめ、申請の便宜を図ること。三つ目に、少なくとも、生活保護費の1.5倍、現在1.3倍ですが、かなり全国的には、1.5倍までに広がっております。第4に、生活保護基準の引き下げによるこれまでの受給対象者が外れないようにすること。

こうしたことを、前提として行うべきだと考えますが、お聞きをします。

次に、就学援助の内容ですけれども、現在様々な、ここにも書いて、援助費の種類とありますが、実際に学校教育に必要不可欠としてかかるものがこの他にもあるわけがあります。

例えば、体育実技用具費、入学準備金、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、眼鏡、コンタクトレンズ、卒業記念費などがあるわけですが、私は、こうしたところにも細かい援助をやるべきだと、睦沢町がより子育て支援のしやすい町として進むべきだと思いますので、

考えをお聞きしたいと思います。

次に、国民健康保険税の均等割の減免対象範囲の拡大についてお伺いをいたします。

私は、基本的には、現在の財政状況も含めて、国民健康保険税そのものの税の引き下げを行うべきであるということを考えておりますけれども、今回は、町として出来る軽減策の最大の内容である、国保税の軽減であります。仕組みの問題で、出来ないかということをお聞きします。それは、均等割という仕組みであります。それは、本人の所得にかかわらず課税をするという仕組みでありまして、例えば、生まれたばかりの子供にもひとしく税をかけるというものであります。

現在のように、貧困化が進む中、また、前回資産割をなくした町の姿勢に見られますように、収入のない方への課税がいいのかという視点からも私は、一定の軽減策が必要ではないかと思うわけですが、考え方をお聞きをしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員のご質問にお答えをしたいと思います。

地域防災計画についてのご質問にお答えをいたします。

地域防災計画の見直しにつきましては、平成25年度から26年度にかけて、継続費を設定し作業を行っておりますけれども、現時点での作業状況は、各種資料の収集がおおむね終了し、計画改定方針の検討に入ったところでございます。今後、見直し案を作成し、各課等の班長クラスで組織をいたしました委員会での検討を経て、課長等による検討、最終的には、防災会議の審議の上に決定させていただきます。計画の作成は26年度末を予定しております。

次に、被害想定についてでございますが、平成19年度地震被害想定調査結果を記載いたします。これは、平成22年度に策定した睦沢町耐震改修測定計画でも採用しているもので、千葉県は、この被害想定は東日本大震災の被害を上回っているとの認識のもと、当分の間、見直す予定はないとのことです。町といたしましても、県の調査は詳細なデータに基づいた被害想定と認識をしておりますので、町独自の調査は考えておりません。

次に、海岸線と接する近隣市町村の津波による被災者受け入れの体制については、平成24年1月に長生郡市広域防災対策協議会が結成され、25年3月に長生郡市広域災害対応計画を策定し、6月に各市町村長の合意を得ましたので、本日議員各位に配付させていただいたところでございます。

この計画では、長生郡市の地域において、広域的な大規模災害が発生した場合に、各市町

村が協力をして、住民等迅速かつ安全に避難させるとともに、被災者の受け入れのために、行うべき基本事項をまとめたものでございます。

地震による津波、想定被害につきましては、津波高10メートルの津波浸水範囲とし、津波到達時間は、津波発生から30分後となっており、津波予報区の千葉県九十九里外房に大津波警報が発表されたときは、自動的に本計画を発動し、要請を待つことなく、各市町村が広域避難対策を行うとし、二次避難、津波、地震により住家を失った住民の一宮町の避難者328人を受け入れることになっています。実際の避難者収容は、広域防災対策協議会で調整、決定をしてございます。なお、一宮町の一次避難は、一宮町内の施設で対応可能となっております。

また、長生郡市以外の町村からの、町外からの長期避難の対応につきましては、国、千葉県が主体となり、関係自治体等で調整をした上で、対応していくこととなります。

なお、この長生郡市広域災害対応計画でございますが、これについてはこれが全てではございません。これがたたき台として今後さらに、実際に指揮命令系統をどうするのか、千葉県のかかわり方はどうするのかということで、今後につきましては、第1回の会議がもう既に行われておりますが、県の出先機関と、各町村の副町長による会議を持ちまして、これをさらに具現化していくということで今後進めるものというふうにしております。

次に、自然エネルギーについてでございますが、原発にかわる自然エネルギー推進の状況、その考えはとのご質問でございますが、自然エネルギーについては、太陽光発電、風力発電、水力発電などがありますが、風力発電、水力発電については、本町の地形、気象状況が発電に適さないということ、昨年の9月議会において申し上げたところでございます。可能性の大きいものとしては、太陽光発電となるわけですが、この太陽光発電につきましては、家庭用としては、既に助成を始めてから25件を設置しております。

また、民間が設置するものとしては、現段階では下之郷竹の下、羽生川と旧河川に囲まれた土地を企業が取得し、現在2メガワットの太陽光発電所を建設しているもののみでございます。その他には個人で遊休地を利用して設置をしているというものもございます。誘致に関しましては、引き続き可能な範囲で協力させていただく所存でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、自然エネルギーには分類されませんが、低コスト、低酸素のガス発電につきましては、町最大の資源と言えます。天然ガスの有効利用が図られるとともに、低酸素社会実現への貢献として是非とも早い時期に実現に至りたいと考えております。

またこれにつきましては、長南町長とも同意見でございまして、しかしながら、今現在の状況によりますと、大規模なガス事業者、東京ガスだとか大阪ガス、京葉ガスというような大規模の事業者のみが扱っております、この近辺の、例えば関東天然瓦斯だとか、合同資源産業だとか、そういうところでの扱いにまだなっていないと、それからまだまだコスト的にも高いということで、いま一つの発達が必要になるのかなど。いずれにいたしましても非常に有力な、睦沢町、長南町にとっては、有力な手段というふうに考えておりますので、注視をしていきたいというふうに考えております。

また、広域避難場所への太陽光発電の設置につきましては、昨年度、町有施設、役場庁舎、車庫棟、改善センター、運動公園体育館、瑞沢小学校校舎の比較的新しい施設の屋根への設置、検討させていただいております。

その結果は、改善センターのみが設置可能で、他の施設については設置による重量の増加に対して建築物が構造上安全性を確保出来ないとの結論が出されました。

唯一設置可能な改善センターでございますが、工事費は20キロワットで約4,000万円と試算され、役場と改善センターを合わせた年間の使用電力量の約15%しか賅えないことから見送りをさせていただいたものでございます。ほかの施設については、建築から相当の期間が経過しておりますので、耐用年数の問題もあり、検討はしておりません。

今後施設の改築を行う際には、当初から太陽光発電施設を設置していきたいと考えております。なお、現在避難所での非常用電源のある施設は、改善センターと公民館ですが、他の施設につきましては、簡易式の発電機の導入を検討して参りますので、ご理解を賜りたいと思います。

3の町民の暮らし支援についての①の就学援助制度のご質問については、後程教育長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

次に、②の国保税の均等割の減免の対象範囲を広げてはどうかのご質問にお答えをさせていただきます。

今年度、国保税率と納期見直しを5年ぶりに行ったところでございますが、その改正の趣旨は、資産割の廃止、低所得者層の税額引き下げと納期を8期から9期として月額納付額の引き下げでございました。同時に、県内市町村の課税実態を見た中での将来的な課税のあり方の見直しでありました。

現在国は、社会保障制度改革国民会議において、国民健康保険税の運営を市町村から都道府県へ移行させる方向で検討を進めております。将来的に都道府県が保険者になり、広域化

された場合には課税方式が県内一本化され、減免制度の見直しもされるものと予想がされる
ところでございます。

町が現時点で、減免対象拡大、範囲を拡大した場合、今後の広域化、新制度においてのそ
の恩恵が受けられない被保険者に対する重税感と混乱を招くことも懸念がされます。

また、本町は県下でも収納率が高く、運営が保持されておりますので、現時点における、
町独自の国民健康保険税の均等割の減免範囲の拡大は行わない考えでございます。

国民健康保険制度につきましては、今後も国の動向を注視して参りたいと考えますので、
ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 続きまして、教育委員会関係のご質問にお答えさせていただきたい
と思います。

就学援助制度につきましては、議員おっしゃいますように、睦沢町要保護及び準要保護児
童生徒援助費支給要綱というもので決まっております。これによりまして、学用品費、学
校給食費、修学旅行費等につきましては、各学校を經由して申請があった保護者に対しまして、
経済状況の調査の上、支給を決定しております。支給は、要保護者または準要保護者のい
ずれかであることとなっておりますけれども、本町におきましては、要保護の児童・生徒は今
のところいらっしゃいません。前年度または当該年度において生活保護の停止または廃止と
なった者、町税法第295条第1項に基づく町民税が非課税の者など要件はありますが、昨年
度は小学校で4名、中学校で5名、計9名の方の保護者に対しまして、支給をさせていただ
いたところでございます。

さらなる拡充とのことでございますけれども、本要綱につきましては22年の4月1日に改
正をさせていただきました。その折に、近隣町村の把握もさせていただきまして、平準化を
図っているところでございます。1.5倍というようなお話もあつたんですけれども、これに
つきましては、先程言いました24年の4月1日に改正の折に調査をしまして、近隣と同じよ
うな状態だったもので、現在のところ、その率を改定するというようなことは考えておりま
せんけれども、さらに把握に努めて参りたいと思います。

また、民生・児童委員の意見を集約しまして、直申請をというようにお話をいただきまし
たけれども、これにつきましては、児童福祉法の第16条に民生委員は、児童委員を兼ねるこ
ととされていますというようなこと。それを受けまして、民生委員の職務につきましては民

生委員法の第14条に基づきまして、住民の生活状況を必要に応じ適切に把握しておくこと、生活に関する相談に応じ、助言その他援助を行うこと、というような規定がございますので、今後も続けて参りたいなと思います。

なお、保護者に対する負担軽減としましては、現在でも小・中学校とも学校給食における地元産の導入補助金やら、中学校では、部活動生徒や2年生の海外学習時における交通費の負担軽減策としまして、選手派遣費補助金、校外学習生徒補助金、この辺も町独自で対応させてもらっていますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村義徳君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

私のほうで、防災計画の見直しの所管の担当ということでお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

県の被害想定はどういう根拠で出しているのかというお話がありましたけれども、それについてお答えをさせていただきます。

過去の千葉県周辺の地震の発生頻度から三つの地震を想定いたしてございまして、千葉県の自然条件、これは震源の断層、地質構造、地形、土質、ボーリングデータ、急傾斜地などの斜面、これから自然災害、地震動や液状化、急傾斜地崩壊危険度を予測してございまして、さらに社会条件、建物構造あるいは人口、消防力等を加味しての被害の予測を立てているということでございます。

また、三つの地震の想定ということでございますけれども、この三つというのが、東京湾北部地震、これが規模がマグニチュード7.3、タイプはプレート境界ということでございます。そして二つ目が、千葉県東方沖地震、マグニチュード6.8、これはプレート内部のタイプというものでございます。3番目が、三浦半島断層群による地震ということでマグニチュード6.9、活断層による被害ということでございます。この中で、千葉県睦沢町に1番被害をもたらすのが、東京湾北部地震ということでございますので、それを想定しているということでございます。

また、先程町長からもお話がありましたけれども、県は、この東京湾北部地震、これが東日本大震災の想定を上回るということで、今後見直しはしないということなので、最大の被害はこの北部地震ということで想定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 続きまして、私のほうから、長生郡市広域災害対応計画書の中の表の説明をさせていただきたいと思います。

ページ4ページでございます、地震による被害予測、これは、東京湾北部地震を想定したものでございまして、千葉県が出したものでございます。あくまでも、この表につきましては、建物また火災によるもの、人的被害によって亡くなる方、けがする方、そして避難者は1日後の建物被害による避難者を記載したものでございます。

なお、地震等により津波の避難等につきましては、お手元のお配りいたしました資料の27ページをご覧くださいと思いますけれども、地震、津波等が発生したということで、大津波警報が発生したということで、大津波警報が発令した場合に、今回の場合、自動発令ということで、住民の方がその警報が発令されたときに、もう自動的に避難するんだよというもので、今回使わせていただきました。

その中で、ページ27ページの表を見ていただきたいと思いますが、津波避難者といましては、本町の場合は該当者がございません。しかしながら、地震による避難者が町内で2,516人を想定しております。一次避難場所の収容人数が5,875人、本町の中でございますので、差し引きまして、3,359人の方のまだ収容の余裕があるということで海岸手からの避難等も受け入れることはまだ可能となっている状況でございます。

続きまして、その後、二次避難ということで、二次避難というのは、津波、地震等によって住んでいる家を失っちゃったというような場合の収容を想定したものでございますけれども、ここで本町の場合は津波はないんですけれども、地震の避難といまして、221人を予定しております。それプラス一宮町さんからの328人の受け入れで、合計いたしますと549人を想定して作成いたしました。

二次避難場所の本町の収容人数が、877でございますので、まだ328余裕があるというような表の見方でございます。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 私、一つは今、ご説明いただいたのわかりました。つまり被害の予測というのは今予想される最大の地震の予測と。そういうところは、さっき充実すると言っておりましたので、こういうところに書いていただくと。で、北部何とかと書いて、わかるようにしていただくと。そういうことはぜひ言っていただきたいというふうに思います。

それから、問題は、予測が出たからいいわけではなくて、予測が出ているわけだから、こういうふうに、被害が及ばないようにどうするかということが1番の眼目なわけでありまして、例えば、揺れで108棟が全壊するとなっていますよね、だからこの辺はどのように町として把握されているんですか。

具体的に私は、例えば築何年とかという、個人の努力もありますけれども、こうしたところへの今ある制度の活用、新たな支援制度も含めて、こういうところを出来るだけ少なくして、こういうふうに出ているんですから、出てるというのは、大体こういうところだっかわかっているということなんですから、そこは特別、私は注視して、支援策をとるべきだ。その辺はもう計画が出来てからなんていうのじゃなくて、どんどんやれることはやっていくべきだというふうに私は思うんですよ。そこがないから私は質問しているわけで、お聞かせください。

それから、今その一宮から300人でしたっけ、200人だっけ、来ると言っていましたから、当然その備蓄の問題も出てくるわけですから、それはもう、出た時点でどんどん具体化出来るものはしていくべきだと。何かね、計画が出来てから、計画が出来てからではなくて、他はどんどん明らかになったものについては具体化しているんですよ。

だからその、例えば備蓄の問題の具体化はどうされているんですかというところを是非教えていただきたいというふうに思うわけです。それをこれから充実していきますじゃなくて、はっきり出ているものは出ている。しかもそれは県がやったのではなくて、その内容も含めて町は把握をしていますということで、いいですね、今説明があったように。

町は十分把握をしてやっているんだから、わかるわけだ、対象がね。そういうものも含めてやるべきだというふうに思いますので、考え方をお聞きをしたいというふうに思います。

それから、このエネルギーの問題ですけれども、一つは今言ったように、必ず屋根とは限らないわけで、一つはほら、新しく避難所へ発電の設備をやります。それはいいと思います、短期的な問題ではね。ただ、絶対屋根でなきゃいけないものなのですか。そこは含めて一定の長期的なもの、それから、金がかかるって言うけれども、本当に補助制度、ちょっと私も調べていないからわからないんですけども、補助制度の全面的な活用をして、全額町負担でそれ位のものにかかるというものなのですか。そういうものも含めて検討したのかなと、いうことをお聞きをしたいと思うんです。

それで、実は、町が今言った、自然エネルギーの活用については太陽光しかないというような発言ありましたけれども、本当にそうなのかというのは、どこのどういう機関で検討さ

れたのですか、それをちょっと聞きたいのです。

というのは、先日、元電力研究所主任研究員、元中央大学兼任講師の本島 勲さんという方、電力中央研究所というのは、各電力会社がお金出し合って、国もお金出し合って、電力の開発、それからどういうふうに進めるかということを専門的に研究している機関らしいのですが、その方のお話を聞きましたけれども、この方は単なる研究するだけではなくて、地元では我孫子市に住んでおられまして、じゃ、市全体としてどの位の自然エネルギーの活用条件があるのかということも含めて、かなり具体的に検討されて提言をされているというお話もお聞きしました。

だから、こうした私は、専門家も含めた自然エネルギー開発の可能性についてやっぱり一定検討したらいかがかかと、総合的な検討。で、駄目なら駄目でそれはしょうがないんですよ。ただ、今のところでこれしかありませんという根拠がよくわからないので、こうした専門家呼んで、検討したほうがいいのではないかなと思うので、これは提言ですが、お聞きをしたいと思います。

それから、就学援助の関係ですけれども、私、これを言っているのは、実はちょっと調べたのですが、就学援助の準要保護の認定に際して、これ政令が、ご存じだと思いますが、あります。民生委員に対して助言を求めることが出来るという規定がありました。出来るわけですから、実施をしていない自治体もあったわけでありまして。で、その後、2005年3月の法改正がありまして、この「できる規定」を含んだ法第2条第2号が削除され、この政令も削除されております。つまり、法と政令によって民生委員に対して助言を求めるということは必要ないと、私はその根拠に基づいて質問しております。

しかも、近年個人情報という問題が出ているわけでありまして。もちろん、民生委員の方は、この辺は厳正にされていると思いますが、政令でも法令でも削除されているものについて、わざわざ、これ、見て大変なんですよ、これは町が聞くんじゃないんだね、これ見たら。つまり、援助費の支給を受けようとする者、申請者は、就学援助申請書に必要事項を記入し、民生委員の意見を求めている、つまり申請者が民生委員の方にどうぞお願いしますとやらなきゃいけない規定なんですよ。

だから、これ、いいですよ、やれる人もいるし、なかなかそこまでというふうにならない、気持ちもあるわけですから、こうした条件のある人がその条件を余りハードルを高くしないでやっていただければいかがかかということ、この法令上なくなったわけですから、なくなったものは、なくすべきだというふうに思います。

これちゃんと対象はちゃんと町の段階では1.3倍となっているわけですから、それ以上の規定をやる必要はないのではないかと。で、そんなに数多くいらっしやってどうのこうのということでもないわけですから。

それと、今のように生活が苦しくなっている家庭の方が、実際の問題として増えている段階で、町として出来る支援、それから法令に基づく政令に基づく厳正な対応という形でそこはなくしてはいかかなというふうに思うので、お聞きをしたいと思います。

それから、国保の問題ですけれども、私、こういう政府が色々考えているんだけどという、それはまだ現実になっていないからという答弁が今までよくあったのですが、今回は先取りしてもうなりそうだから、国保の状況が変わりそうだからというのではなくて、私は、今現実に、2年先、3年先ではなくて、今現実に大変なところへ、どう町として出来る、法律の枠内で支援をするかということを考えていただきたいと。資産割だってそういうことでしょう、そういうことでなくしたわけでしょう。

愛知県、私これ実際やっているから言うんですが、愛知県一宮市というところですね、70歳以上の人、要介護認定4以上の人、18歳未満の人、身体障害者1級から4級、進行性筋萎縮症5級から6級の人、戦傷病手当の交付を受けている人、重度身障者、障害の制度が5までの人、知的障害、自閉症候群と診断された人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち1級または2級、ということで、自らこうした生活が自立出来ない、身体的、精神的に出来ないという部分についての実態に合った独自減免をされているわけです。これは、被保険者均等割額100分の30に相当する額というふうに、ここではやっているわけで、実際にやっているわけです。

私は、こういう温かい制度としてやる必要があるのではないかなと。根本的には、今のその税制もっと軽減すべきだと、私は出来ると思っていますが、とりあえずこういうところでも出来ないかということで、実例的な事例をお話をいたしまして、考え方をお聞きをしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず初めに、全壊する建物が地震の場合に出てくるのに、町は何も対策をしないのか、そういう予測が出ているのに何もしないのかということでございますが、詳しいことについては、担当のほうから申し上げますが、耐震診断を受けるだとか、それに対する補助だとか、ということをやっているということをご認識いただきたいと思います。

それから、太陽光しかないというようなことで言い切っておるけれども、何も町はやって

やっていないんじゃないかというお言葉でしたが、これにつきましては、東電はさんざん住民に迷惑をかけていると、国民に迷惑をかけているんだというわけで、睦沢町に風力だとか水力を使うことが、ということで、東電の関連会社の方に、博士号を持っているような方に現地に来ていただきまして、まず、水力ですね、町には落差のある滝等が2か所ほどありますので、そういうところで実際に電力を得ることが出来ないのかということで、現地に来ていただいて、精査をしていただいたところでございます。その報告書等ももらっておりますが、これにつきましては、この水につきましては、今現在は農業用に使っておる水だということで、これが事実上、その期間がほとんどということで、それ以外になってくると、大分雨量が少なくなってきて、水量も少ないというような事から、事実上、施設費から見る電力の生まれるものが全く少ないということで、全く採算ベースに合わないんだというようなご回答もいただいたところでございます。

なお、一部地域で太陽光等も含めて風力発電等も民間でやろうとして考えたところございましたが、風力につきましては、特に低周波等の問題ございまして、民家との距離等の問題がある、あるいは設置する場所によって設備費が非常にかかるという問題がございます。そういうことで、一時期は寺崎の酪農団地、一部空いているところを活用したらどうかということもございましたけれども、やはり計画断念に終わっているというところでございます。

そういうものをトータル的に踏まえまして、睦沢町では太陽光しか今のところは考えられないのかな、ということでございます。

そのようなことでの答弁となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先程申し上げましたが、詳細にわたっては、担当課長、あるいは担当主幹のほうから答弁しますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村義徳君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） まず、市原議員さんの、計画を作ったんだからすぐ対策等をすべきだという点のご指摘の中で、建物が全壊する戸数が108もあるということでございますけれども、これは、全壊が108であって、半壊等入れるともっと多くなってきます。

そのようなことから、本町では、平成22年に建物耐震計画を作成いたしまして、建物につきましては、ある程度の計画、またそれに対する対策等を進めているところでございますけれども、液状化、急傾斜地等の関係の対策につきましては、まだまだ足りないというふうに認識しております。今年、来年にかけて防災計画書を作成するわけでございますけれども、当然計画の中にも、総合的に見た中で、計画書を作成していますとともに、それらが出来上

がるのと同時間に対策関係も検討していかなければならないというふうに認識しております。

それと、広域の避難、災害対応計画に基づいて避難される方の人数等が概ね出されておりますけれども、その備蓄の問題等についての関係でございますけれども、当面、今の計画の考えですと各避難先の市町村にある備蓄品を避難された方々に提供して、それと時間的な差の中で近隣市町村からも応援をいただくというような現在考え方で本計画を作成してございます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） すみません、先程、国保税の関係が漏れましたので答弁をさせていただきたいと思います。

それこそ、均等割の減免につきましては、一宮市ですか、の例を挙げていただきましたけれども、睦沢町では従来からやっている、7割、5割とか2割とかという軽減はそれなりにさせてもらっておりますが、その他にというお言葉じゃないかなというふうに感じますが、先程言いましたように、近い将来に県下一本になるだろうということは言われております。そういったことで、いたずらに上げたり下げたりがいかかなものかなという答弁をさせていただきました。

で、町としてどう考えるのかということでございますので、いずれにしろ、近い将来に統合ということになれば、今現在睦沢町にある基金、これを有効活用していきたいという考えでおります。

したがって、個別に均等割うんぬんでなくて、国保税、税全体として、この基金活用を重要に考えていきたいなということで考えております。

こちら辺については、出来れば次年度、新年度分から対応していきたいなというふうに考えておりますので、そちらの面から支援をしていただけると非常に助かりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村義徳君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） まず、先程答弁漏れがございましたので追加をさせていただきたいと思います。

各学期毎に周知したらいかかというようなご質問ございました。これにつきましては、議員おっしゃるとおり、各学期の当初に周知をしたいと、そんなふうに考えます。

それから、先程の法令政令に基づいた改正がなされたというようなことでございました。

不勉強で大変恐縮なんですけれども、その辺を精査させていただきまして、それに基づいた対応を図って参りたいと、そんなふうに考えておるところでございますので。

また、訂正が、答弁の訂正を一つお願いしたいのですけれども、中学校では、部活動生徒や2年生の校外学習時における交通費の負担というようなことで、答弁すべきところを、校外のところで、海外というようなことで答弁してしまったそうございまして、大変恐縮なんですけれども、訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 一つは、国保の関係ですけれども、いたずらに質問していませんから。私は、今、本当に困っている人についてどうその生活を守るかという視点ですから、たまたま口出たんでしょうけれども、いたずらではありません。そんな悪さをするとかという意味ではありません。真剣に私は質問しているので、そこは訂正してください。

それから、東京電力の関連会社が調べたと、専門家だから知識あると。残念ながら、じゃあ今東京電力が言っていることを、そのとおりに信じる方が日本国民にどの位いるでしょう。と、私は思いますよ。ですから、その方、その調査を唯一の根拠じゃなくて、こうした学識経験者、学問持った方も含めてやったらどうかなという意味でお聞きをしたので、これは検討しておいてください。というふうに思いますので、そこのところはよろしく願いをしたいというところです。

それから、教育委員会のほうについては、是非そこら辺は検討していただく、というふうに思います。

以上です。

○議長（中村義徳君） 答弁はよろしいですね。

それでは、これで、11番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

(午前11時39分)

○議長（中村義徳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 田 中 憲 一 君

○議長（中村義徳君） 2番、田中憲一議員の一般質問を行います。

田中議員。

○2番（田中憲一君） 田中でございます。

まずは、今月2日、千葉県内の野田市や埼玉県で竜巻被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。10日たった今も瓦れきが残っている状態もあるようです。一日も早く通常の生活に戻れることを祈るばかりでございます。いつ睦沢町でも起きるかもしれない災害でございます。とても他人事とは思えませんので、冒頭に触れさせていただきました。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

1番、地域主権改革についてでございます。

初めに、改革が進められ権限移譲により地域行政の責任が増しているが、対応出来る組織、人事になっているかということでございます。

今、市町村への権限移譲は県が担っている権限を市町村に移し、移譲先の市町村では事務処理を行うことが出来るようにすることになっております。その意義としては、より多くの権限の移譲を受けている市町村は、自己決定の度合いが高まることにより地域住民の意向を反映した主体的な意思決定や、地域の特色を生かした行政の展開が可能となることが上げられるわけでございます。

今後、地域主権改革が推進されていく中で、地方行政、町職員に求められることは、専門知識を持った人材であり、それを生かせる組織でなければならないんだと思います。

民間に比べると地方公務員は解雇がないため、目的意識を持たない職員が生まれやすいのではないのでしょうか。現在、睦沢町で行われている評価システムは、目標を自ら立てることなく評価値が出ているようですが、職員に目標を立てさせ、そして達成率も評価に組み込むような、職員のやる気につながる性質のほうがよいのではないのでしょうか。これから専門的な職員を育てる上で、是非ご検討ください。

町長は現在の組織について、責任が増してきている地方行政として対応出来るものになっているとお考えでしょうか。また、人事配置はどうでしょうか、お聞きいたします。

そして、2番目でございます。6次産業の推進を図るべきだが、組み立てていく中で職員育成はどうなっているかということでございます。

我が睦沢町においては、町の木、梅の加工品を製造販売し地域おこしをということで、妙楽寺梅加工グループが千葉県のホームページにて、千葉の6次産業化取組事例集で紹介されているところでありますが、その後続く6次産業がなかなかございません。

もともと6次産業とは、1次産業である農林水産業が農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造販売や、観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、2次産業、3次産業にまで踏み込むことで、これは東京大学名誉教授が提唱したそうです。当初は産業の1、2、3を足して6としていたが、大切な1次産業がゼロになったら結局ゼロになってしまうということで、2次産業、3次産業を掛け算にして、改めて6次産業と言われたそうです。

後期基本計画で定めた四つの重点施策の第1点目は、町の基幹産業である農業の営農支援でした。かずさ有機センターを活用した環境保全型農業を推進するとともに、米のブランド化の促進を行い、認定農業者及び農業後継者の育成を図りますということでした。ゆえに、4月からの人事でございます専門色豊かな人材採用だったと私は考えていますが、今のところ目に見える成果が見えて来ないのですが、現在どのような取り組みをされているのでしょうか、お聞きいたします。

睦沢町のことをよく知り尽くした職員が、今後6次産業に取り組み推進していくには、それなりの研修や市場調査をしていかなければならないと思うのですが、町として職員育成のために何か取り組んでいるのでしょうか、お聞かせください。

先の質問とこの質問いずれにせよ、これからの睦沢町に求められるものは、専門知識を有する職員の育成と確保であることは間違いありません。細かいことかもしれませんが、今後の睦沢町にとっては大きな問題と思いますので、よろしくご答弁お願いいたします。

続いて、2番、通学路の安心・安全についてでございます。

県道茂原・夷隅線上市場地区の道路改良事業が進められていますが、工事開始までの通学路として安全対策はとても重要です。その対策をどう考えていますか。歩道の事業化が決まりこれから工事に向けて進んでいる状態ですが、実際の道路工事が開始するまで3年、5年、7年かわかりませんが、その間の安全対策についてお聞きするわけでございます。

昨年9月の定例会でも、危険な通学路など登下校の安全確保について聞いたところ、町長からは、上市場の県道については拡幅するまでにゾーン30というようなことも警察と協議しているとご答弁いただきましたが、その後1年たちますがいまだ何も対応策がとられていない状態です。土睦小学校の児童216名中111名が、睦沢中学校では生徒161名中82名が、上市場の県道を毎日登下校で利用しているわけでございます。

数か月前に川島地区で歩道のカラー舗装工事をしたところ、ドライバーとしては歩道を歩く子供たちに注意する意識が強く働くようになり、子供たちは今まで以上に安心感を感じる

ことが出来ているように思えます。上市場地区の県道に、工事までの間、カラー舗装や安全地帯の設置など対策を講じるべきだと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

最後に、教育関係施設についてでございます。

学校等問題調査検討委員会の設置により、るる教育現場のハード面、ソフト面の課題については話し合いが持たれています。中学校給食棟の老朽化は、対応を急がなければならない状態であり、ハード面について町長はどう考えるか。この問題については、ずばり町長のお考えを聞きたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田中議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、地域主権改革についてでございますけれども、①の改革が進められ権限移譲により地域行政の責任が増しているが、対応出来る組織、人事になっているかのご質問でございますけれども、市町村事務は県からの事務の権限移譲が進み、事務の内容はさらに広範囲となり、末端行政の責任度合いもますます重いものとなってきております。そのような状況の中、行政にはより専門知識を持った職員が求められております。

一方、人事面ではご承知のように職員の定数は制限されており、専門職の採用については、一般職では対応が出来ない専門的な分野とされることから、多くの職種にそれぞれ採用することは難しいというふうに考えております。

このようなことから、私といたしましては、当分の間、任期つき職員の採用により専門分野をカバーしていきたいと考えております。

職員の育成につきましては、一般職の職員であっても専門分野の研修に積極的に参加させ、知識の習得を図っております。

また、職員の評価システムにつきましては、職員自らが目標を立てその結果を評価につなげる方法についてでございますが、一人一人の職員の仕事は課により、また部署により千差万別であり、必ずしも同じはかりではかり切れないところがございます。議員ご指摘の個々の職員の目標に向けた達成による評価は、現状ではメリット、デメリットがあり本町にはそぐわないと考えております。

また、職員の評価につきましては、仕事に前向きで勤務成績のよい職員につきましては、早期に昇給や昇格をさせるなど優遇し、職員の士気の向上を図っております。今後も職員のモチベーションの向上と専門分野にも対応出来る組織づくりに努めて参ります。

続いて、②の6次産業の推進でございますけれども、本町の農業のみならず商工、観光など様々な分野の活性化につながるもので、新たな産業や雇用の創出などが期待されるものです。

この推進に向けましては、事業を実施する農業生産者や営農組織の育成であり、製品となる農産物の開発をすることで、これらは後期基本計画の施策であります農業の振興と合致するものです。そして、商工や観光での製造や販売、PRなどを担う組織の充実を進めながら、総じて6次産業の推進を図って参りたいと考えております。

本町は、米の生産を中心としてその生産者の育成を図る営農支援の取り組みを行い、営農組織の育成を進めておりますが、野菜、果樹等の農作物については脆弱と言えます。このことから、本町の土壌やかずさ有機センターのたい肥の性質を見極めた普及指導の専門性を生かし、製品の開発をし得る農産物を作付し、農業生産者の経営基盤の強化も図る活動を続けております。

現在、カリカリ梅を始め数点の商品が販売されておりますが、こうした6次産業化の新たな商品の開発には、地域を知り、よくしようとする熱意と感性豊かな想像力が求められます。まず、商品開発のノウハウを磨くため、県や民間の行う専門研修への参加を進めながら、地域での普及指導の実践を行うとともに、全く無縁な経験が新たな発想を生み月並みからの脱却を押し進めることから、人材や事務の交流を広めて、経験と専門的知識を有する若い人材を育成して参りたいと考えます。

今後よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、主要地方道茂原・夷隅線上市場地区の道路改良事業でございますが、千葉県長生土木事務所において平成32年度供用開始を目指し、歩道の整備を進めております。町では、県道茂原・夷隅線上市場地区道路改良促進協議会とともに、千葉県に対し随時、整備促進要望活動を行っておるところでございます。

事業の進捗状況につきましては、平成24年度までに境界立ち会い、道路詳細設計はおおむね終わっており、平成25年度は家屋等の物件調査を実施し、平成26年度より用地交渉に入っ
て参りたいとのことです。

町といたしましては、今後、早期の用地買収並びに工事着手に向けて、全面的な協力を行う所存でございます。議員の皆様にも絶大なるご支援をお願いするところでございます。

このようなことから、工事開始までの交通安全対策といたしましては、現在も行われておりますPTA活動による各学期の初めに行われる交差点での交通指導、交通安全推進隊、防

犯ボランティアや老人クラブの皆さんによる登下校時の活動、上市場駐在による街頭指導等、引き続きお願いをして参ります。

また、道路管理者であります長生土木事務所及び茂原警察署に対しまして、交通安全対策を積極的に要望し、児童・生徒の安全を守って参りますのでご理解を賜りたく存じます。

ちなみにゾーン30でございますけれども、もう既に30キロの交通規制はしかれております。しかしながら、ゾーン30というようなそういう目新しい言葉がないというふうに認識しております。この辺についても、警察と協議の上にそういうものがもっと住民がすぐ見てわかる、あるいは通行いたします車に乗っている方が一目でわかるような形になって参るよう、また要望活動を続けて参りたいと思います。

いずれにいたしましても、ハード事業につきましては、先程申し上げましたようにやっとなめどがつかまりましたので、その間はソフト面でカバーをすることで全力を挙げて参りたいと思っております。

次に、中学校の給食棟につきましてでございますが、昭和51年に建築されたもので既に築37年を経過しており、老朽化が顕著であります。学校給食については、睦沢町の伝統でもあります自校方式の存続が望ましいところでありますが、現在の給食棟を改築し同じ形で自校方式を継続することは考えておりません。

私といたしましては、平成22年に新築いたしました土陸小学校の給食棟を活用すれば、中学校と距離的にも近いことから、自校方式に近い形の運用が可能ではないかと思っております。しかしながら、今後教育委員会や保護者を始め、住民の方々の意見を最大限に尊重し決定して参りたいと存じます。

町長の考えはということなものですから、あえて教育委員会の中に踏み込みましたが、私の考えは以上でございます。

○議長（中村義徳君） 田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） ありがとうございます。

まず、地域主権改革についての部分でございますが、専門分野には当面、任期つき職員の任用によりカバーしていきたいという考えを聞きました。確かに一般職で専門的な職種に対応することは難しいのかもしれませんが、やる気があれば何でも出来るとよくテレビでフレーズに使っている芸能人もいますが、その精神が睦沢町のこれからの専門分野も伸ばしていくのかなと思いますので、職員育成につながることだと思いますので、その精神を植えつけるような育成を是非よろしく願います。

あと、比較的、これは自分も含めてかもしれませんが、若い世代、自分が若いって言うているわけじゃないんですけれども、若い世代には興味のあることに関しては自分からどんどん飛び込んで仕事をする、だけれども興味のないことはなかなかやる気を示さない世代なのかもしれません。そこら辺の、職員は民間とは違って解雇がないものですから、生まれて来る可能性が多いのではないかなと危惧しているところです。

確かに仕事に前向きな職員については昇給や昇格、優遇はご説明いただきました。でも、この町にはいないと思うんですが、なかなか仕事に溶け込めていない職員がいたならば、またこれから出て来ることがあるならば、その対応はどのようにお考えでしょうか。いま一度、お聞かせください。

それと、評価システムのあり方についてなんですけど、達成率を評価に連動することは我が睦沢町の行政の大きさではちょっとそぐわないという話をいただきましたが、ただ物事は全て目的意識を高めることでその目的に向かっていくというところが大切だと思うので、個々の目標を立てる、また達成率ではなく、であれば各課であったりとか各班であったりとかそのグループでの短期の目的を立てて、それに向かって改めて検証するという形をとっていただきたいと思いますので、改めてご検討願います。

それと、2番目の6次産業の部分で、専門知識豊富な人材の採用による成果が見えて来ませんということをおっしゃっていただきました。開発をし得る農作物の作付であったりとか、農業生産者の経営基盤の強化につながる活動という言い方ですと具体的に見えて来ないので、その専門職の方が具体的にどういう活動をされているのか、お答え出来るようであればお答えください。お願いします。

それと、子供の安全対策の件でございます。上市場地区の歩道整備につきましては、ともに力を合わせて1年でも1か月でも1日でも早い完成のために、私も全力を尽くしたいと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

ですが、その工事に着手するまでの間、やはりこれからの睦沢町をしょって行く子供の安全対策は必ず講じなければいけないと思います。先程、長生土木事務所や茂原警察署のほうに積極的に要望するという力強いご答弁をいただきましたが、具体的にあそこに何か講じられる策はないのかなと、川島のあの緑色につけた歩道の部分、随分いいなと思っておりますので、そこら辺担当のほうでわかる範囲で答えられたら、よろしく願いいたします。

それと最後の、学校関係の施設についてでございますが、町長の考え方、よくわかりました。ありがとうございます。向いているほうが似ているのかなと思いますので、私も学校

等問題調査検討委員会の一員でございますので、そこら辺でも自分の意見とまた周り等の意見をぶつけて、睦沢町の学校施設に対してのいい部分に進んでいけたらと思っていますので、よろしくをお願いします。

2回目を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 2回目の質問にお答えをしたいと思います。

まず、職員の育成でございますけれども、それこそ先程は、目標に向けた達成による評価は現状ではということで、非常に睦沢町にどうだろうということでお話をさせていただきましたけれども、実は評価自体については色々そういうことでまだ難しい点があるわけですが、自分たちの職場を少しでも横串といいますか、横の連携が出来るようにということで、今各課の中でグループ制というものをとれるようにしました。

これにつきましても、職員から出て来た発想でございまして、自分たちがせっかく大きい会になったのに仕事は縦割りだと、これではやはり私が言っていることになかなか沿っていないのではないかとというようなことから考え出させていただきました、グループ制をしいていると。特に今まではロッカーで仕切られた場所を、ロッカーをどかしまして真ん中にテーブルを置いて、すぐ後ろを振り返ればそこで議論が出来るというような形も進めております。また、他の課でも班の仕事を超えてグループ制によりという形で、いずれにしましても職員からのそういう申し出によりまして、少しずつではございますけれども、今までで支障のあると思われる部分を少しでも改善して自分たちの仕事をスムーズにやろうと。結局自分たちの仕事をスムーズにやるということは、住民要望に沿って速やかに仕事をなし遂げるということにつながるというふうに考えております。

そのようなことで、これからも職員のやる気、意気込み、これをうまく拾い上げながら適切に対応していきたい。特に、先程も出ておりましたが、全体の2割位の方は黙っていても自ら向上心を持ってやっていく。下の2割はどうか。真ん中の6割はということでよく言われますが、まさしくそのとおりだと思いますが、やはりこの下の2割をどうやって底辺を上げるか。底辺を上げることによって、全体がよくなって来る。当然これは住民に直結する話で、それだけ住民の利便性が増して来るということで、非常に大きな問題だというふうに理解をしております。

ここら辺につきましても、副町長に人事異動についてはお願いをしてありますけれども、適材適所、やはりその方がこういう仕事であれば自分の利点を生かして一生懸命やれるだろ

うというところをいかに早く見つけ出して、そういうところに配置をさせるか。

この人事異動につきましては、私自身が若いころに同じところに20年近くいたというようなことから、もう少し早く回したほうがいいのかなどということで、自分が総務課長になってからは上司にお願いして少しずつ早くしていただきました。

ただ、結果的に私はそれはどうだったのかなと。やはり同じ仕事を長くやるということはそれだけ精通してきます。ちょっと聞いただけで、一を聞いて全体の十がわかるということにつながります。先程言った約2割の方については、1年あるいは2年位でどんどん動いていって色々な仕事を覚えるといった職員もおりますが、必ずしもそうではなくてやはり3年位で動いてしまっただけでは、せっかく覚えてこれから一生懸命やろうと思ったときに動いてしまう。また一つもわからなくて、一から覚え直さなくてはいけないということがやはり少し問題があったのかなという意識を今、持っております。

そのようなことで、先程も専門職員をとということではございましたが、なるべく少し長く、5年以上一つの場所においてその専門性を身につけていただくということが、結果的によくなるのかな。当然、上のほうの幹部職員になって来れば、そういうことはなかなか許されないと思いますが、特に若いうちについてはそういうことで専門性を伸ばしながら、またその人の適材適所を見抜きながら適正な配置をしていった中で、議員がおっしゃられるような方向に結びつけられたらいいのかなどというふうに考えておりますので、お気づきの点がありましたらご指摘をいただければというふうに考えております。

それから、今年4月に専門職の方を県から派遣いただいて、今、活動願っております。またこれにつきましては、この後の田邊議員からもご質問があるようでございますが、なかなか右から左にその成果が見えていないというのが実感でございます。私も担当課長には、そこら辺がよく見えていないので、もう少し見えるようにしてもらったほうがいいのかという内部の話をしていたところ、早速このような質問をいただきまして誠にありがとうございます。

しかしながら、やはりこの点につきましては、右から左にすぐ行くとはいかないというふうには考えておりますが、今現在もカリカリ梅にかわる梅の加工をとということでまた動いております。また一方では、たい肥センターのたい肥を使った中で、あそこは60度以上に上がるわけですが、そういう熱を使って自分のところでニンニクを熱の中に1か月だか2か月だか入れておくと黒ニンニクが出来るということで非常に健康食だということで、そういうことも今、研究をしながら、どういうふうにして農家の皆さんにそれに取り組んでいただくか

ということも研究しているようでございます。

そのようなことで、一朝一夕に答えが出て来ないわけですが、そのような地道な活動をきちんとしております。私もそういう報告を一つも受けていなかったもので心配しておりましたが、そのような催促をしたところ、そういうことで今、動いているんだというお話も伺っております。ということで、提案事業にもありますように住民が自分たちで梅の里を作るんだという団体もございます。そういうことで、そこら辺がうまくリンクしていけば今後、結果が見えて来るのかなという期待をしているところでございますので、よろしく願いを申し上げます。

それから、上市場の通学路、県道茂原・夷隅線でございますが、現状では本当に危険な状況でございます。当然、26年度から用地交渉に入っていくという話もでございます。そういった中で、待避所的なもの、県道の用地買収以外にそれに隣接する土地も一緒に買って欲しくないかというような話も当然その中で出て来ようかと思っております。そういうものについては、県では出来ませんが町が積極的に関与して、一時的な待避所とかそういうものについても積極的に取り組んでいければいいのかなというふうに考えております。

そういったようなことを積み重ねながら、片側歩道が出来るまで、あるいはまた両側歩道が出来るまで、色々な形を捉えて児童の、歩行者の安全を考えていきたいと思っておりますので、よろしくご支援をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（中村義徳君） 田邊生活環境・地域整備担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 命によりお答えいたします。

今、田中議員から言われました川島で今年度実施しましたカラー舗装等は大変いいということですので、道路管理者である千葉県長生土木事務所と協議をいたしまして、出来るものにつきましては早目に実施してもらえよう、町といたしましても協議会と連携いたしまして積極的に要望を行っていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村義徳君） 田中議員。

○2番（田中憲一君） ありがとうございます。

専門職の部分に関しては、同僚議員のほうからまた後であるということなので、ボランティアをそこはさせていただきたいと思っております。

本当に民間との違いが出て来るので、そこら辺の目的意識であったりとか、是非改革をしていただきたいと思っております。地方主権改革はやはり人材育成の部分が根底にあると思っております。

ので、是非よろしくお願いいたします。

それと道路の件なんですけど、先程町長のほうから既にもう30キロ規制だよということがあったんですけども、私もあそこを通過してみたところ30キロという標識がちょっと曲がっていたりよく見えなかったりとか、もうちょっとすぐ出来る対応があるようであれば、是非子供たちの安全のためによろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○議長（中村義徳君） これで、2番、田中憲一議員の一般質問を終わります。

◇ 清 野 彰 君

○議長（中村義徳君） 次に、4番、清野 彰議員の一般質問を行います。

清野議員。

○4番（清野 彰君） 通告に従いまして、私のほうから町の観光事業全般に関連して4件お伺いしたいと思います。

1点目は、先程もちよっとお話がありました梅にかかわる基本構想をどのように考えているか伺います。

今年度、妙楽寺梅の会に地域活性化住民提案事業が認可されまして、補助金制度の活用で町のシンボルとなる梅林を作る計画が進められており、町の観光名所と梅を商品化する目的としてスタートしました。今後、拡大が予想されて来ます。そのため、どの地域にどのような種類の梅林や梅並木がベストなのかを基本とした考え方が必要ではないでしょうか。梅の種類も多く、美しい梅林を作ることも重要になって来ると思います。将来を考えた、梅を町の景観や観光化に役立てるための基本構想をどのように考えていくか、方向性をお尋ねします。

2点目は、町の特産物として新開発商品をどのように進めていくかについて伺います。

町の特産物として近年、ブランド米を使用した酒製品開発を進めていますが、梅は30年位前から小学校を通じて家庭に配布されてきました。私のうちにもその梅は植えております。梅は歴史があり、梅製品を町の核として製品開発を行う考えはあるのでしょうか。一般的にはあるんですが、ホームページその他見ますと30種類以上の梅製品が全国で販売されております。

睦沢町では、先程名前が出ましたカリカリ梅が長年人気の商品で販売され、梅加工グループの特化商品となっています。梅の木は、町内の家庭や里山などに多く見受けられますが、

シーズンになってみますと梅を収穫する様子がなく、梅の実が木の根元に放置されている場所が多く見受けられます。これらを利用すれば、これからの梅林が育つまでの間は梅製品の開発には十分役立てることが出来るのではないのでしょうか。町の木である梅を象徴出来る機会と考えます。今後、どのように進めていくのかをお尋ねします。

3点目は、充実した観光面を今後どのように考えていくのかを伺います。

町内には、波の伊八や島村圓鉄といった有名な彫刻を始め史跡も数多くあります。これらを整備することにより、町外からの集客を多く取り込むことが可能になります。既に鴨川市やいすみ市は波の伊八を広範囲にPRして、多くの観光客を取り込んでいる実績があります。長生郡市を見ますと、睦沢町は近隣市町村と比較しても観光の名所は多くあります。

観光のPRを行うには、パンフレットやチラシ配布も必要ですが、ホームページを立ち上げて公開することにより観光面を広くPRすることが出来、大きな期待が出来ます。町外や県外から観光に来るときは、必ず自分の目的に合ったホームページを探して旅行します。ホームページには目的に合ったキーワードがポイントになりますが、睦沢町として彫刻や史跡がキーワードになり、ホームページを訪問して関心を持ってもらえる人が多く望めると思います。そして、年間を通じて睦沢町を訪問してもらえる観光客を増やすことが出来ます。

睦沢町を観光面で知ってもらうには、ホームページの立ち上げは必要と考えます。近隣市町村を見ますと、茂原市、白子町、一宮町、大多喜町、いすみ市などが観光面全般をホームページで紹介しています。睦沢町を町内外に多く知ってもらうためには、従来のような観光面を単体のイベントではなく、観光協会の組織強化を図り、年間を通しての観光面を充実させていくべきと考えますが、今後の観光面をどのようにお考えか伺います。

4点目は、女ヶ堰や今堰など、四季を通して花の公園づくりについてです。

自然豊かな環境づくりとして、四季を通した花の公園が必要ではないのでしょうか。来年度はリバーサイドタウンが出来、子供たちと一緒に若い人たちに住んでもらえる地域づくりが出来ますが、町内を見ても若い人たちの癒しの場がありません。町外の公園を見ても癒しの場は若い人たちにとって必要な場所となっており、四季折々の花が見られる癒しの空間となっております。

したがって、町内でも自然を残し、大きな整備をせず利用出来る公園づくりが必要ではないのでしょうか。例として、近くに女ヶ堰公園があり子供たちが自然と触れ合う場所があります。小学生以下の子供たちが遊べるアウトドア感覚の小さな施設等を設け、他の市町村へ出かけず身近で楽しめる施設づくりが必要と考えます。また、町の木はサツキです。その

他、桜の見どころも多くあります。これらを視野に入れて花の公園づくりをどのようにお考えか、お伺いします。

以上、5年、10年後を考えた町の観光事業をどのように発展させていくのか、今後の観光面全般の方向性についてお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、①の梅にかかわる基本構想についてのご質問にお答えをいたします。

町の木の梅をもっと多く植え、梅林としての景観を観光に活用し、また梅の実を食材として商品開発し町の特産とすることは、今後の6次産業化の推進に欠かせないものと考えており、既に梅林等を管理している団体への普及や、遊休農地の新たな活用も進めておるところでございます。

基本構想というご意見ですが、各地区の実情や要望もあり、一概にこの地域は梅を植えてというような決定をすることも出来ませんので、お勧めする中で梅林を増やして参りたいと考えております。

②の新開発商品につきましては特に梅についての製品のご質問ですが、梅加工グループのカリカリ梅以降、商品としてはふるさと推進協議会の梅酒の販売があります。全国のアンテナショップ等を見ますとたくさんの梅の商品が販売されており、売れる商品の開発は梅の町としてのPRに欠かせませんので、生産者、商工関係者との話し合いを深めながら梅製品の開発を進め、ひいては梅生産の拡大と景観の構築につなげて参りたいと思います。なお、近日梅ペーストを活用した新商品が販売される予定であると伺っております。

いずれにいたしましても、これから6次産業化を目指すという一つの方向が出ております。また、こういう関係の補助制度等も充実しているように思われます。こういうものを活用しながら、町の産業としてこれから組み入れていきたいというふうに考えますので、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

次に、③の充実した観光面を今後どのように考えるのかとのご質問ですが、町内の様々な事柄を地域資源と捉え観光やまちおこしに活用するため、積極的な情報発信の手段といたしまして、町のホームページの刷新や睦沢タウンガイド、睦沢じまんなどのパンフレット等を作成し、広く周知を進めているところです。しかし、まだまだ素材がたくさんありますので、町観光協会や商工会との連携の中で観光資源の整備を進めながら、PRの充実を図りたいと

存じております。

また、町制施行30周年を機会といたしまして、今までは写真だとかそういうものだけでございましたが、これからは動画によるPRということも視野に入れながら現在その作業も進めているところでございます。これからも、30周年記念事業だけにとどまらず、観光面についてはこういう動画を活用しながら、ユーチューブですね、そういうところにどんどん投稿しながら睦沢町を売って行って、睦沢町に是非行ってみたい、行ってみたいけれどもよかったから住んでみたい、というものにつなげていきたい、というふうに考えております。そのようなことで、PRについてはまた新しい手法も取り入れながら進めて参りたいと考えておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

次に、④の花の公園づくりにつきましては、町内の各所で様々な花を季節を通して観賞出来ることは、町の観光としても若者の定住を促進する環境づくりにも大変よいことだということで思っております。現在、各地区の方々が道路周辺の花壇に花を植えていただき、また遊休農地を活用した景観作物の栽培などが行われており住民からも好評でありますので、各公園管理者との協議の中、ご提案をさせていただきたいと考えております。

また、住民提案事業の中でも、特に農業委員会等におきましては、夏の花ということでヒマワリですか、それからまた今現在ではソバということで播種をしたということも伺っております。そのようなことで、色々な面で花のまちということも進めて参っていききたいというふうに考えております。

いずれにしても、住民提案事業につきましては3年間で補助金は打ち切りということでございますので、いかにこれを4年目、5年目につなげていくかということが課題だというふうに考えております。また、そこら辺につきましても色々ご提案等をいただきながら、町もまた一生懸命考えて参りたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 清野議員。

○4番（清野 彰君） どうもありがとうございます。

1点目の梅に係る基本構想のことなんですが、今、町長がおっしゃったように地域性もありますので、勝手に決められないとかそういうのもあると思います。ただ、例えば誰も来ないようなところにきれいな梅林が出来ても、私は余り意味がないかなと。それは、梅の実をとるだけならばいいですけども、ただ皆さんが頑張っているいい景観を作るために梅林を

作ったと、誰が見ても、ああ、きれいな梅林だねと言っているにもかかわらず、山の奥地で例えば誰も来ないところにやっても、意味がないというわけじゃないんですが、逆にそれを利用して身近で何かを見ながらそういうところへ行ってもらおうという方法も一つかなと思います。

そういう意味で、話がちょっとそれるわけじゃないんですけども、例えば昭和の森ですね、あそこは梅林があります、公園ですけども。それから群馬とか福島もやはり山あいに梅林があります。そこは見せる梅林ということで、色々な種類の花の色の梅林であります。そんな大きな規模は出来ないと思うんですが、ただやはり来てもらう、見てもらうという気持ちであればそれらしき地域性がないと、何だと言われたらやはりせっかく頑張ってやった人たちが無になることもありますので、その辺を考えてやはり基本構想というのは強制じゃありませんけれども、ここにあったらいいんじゃないかというたたき台みたいなものがあればいいのかなと、それを地域と話をしながら決めていくのもいいんじゃないでしょうか。

要するに、育つには5年、10年かかりますのである程度皆さん年をとってしまいますから、そういう意味で若い人がいいですねという考えをしてもらえれば、いい方向に行くんじゃないかというふうに思います。

それから、2点目の梅の製品なんですけど、カリカリ梅は長年いい形で育って来たんですが、皆さん高齢化しまして後継者がいないという悩みを聞いています。それから、カリカリ梅の製品について若い人がちょっと違和感を感じるというか、やはりちょっと舌が違うのかなということで、どういうものを作ったらいいのかというふうな話も聞いています。このカリカリ梅は将来ずっと続けていける睦沢の唯一の商品じゃないかと思いますので、その辺も考えていっていただきたいなというふうに考えます。

それから3点目は、町の観光面を今までの単独のイベントじゃなくて年間を、ということで私は提案しているんですけども、要するにやはり大勢の人に来てもらうには年間通じて来てもらうと、それからリピーターになってもらうということを考えますと、1番皆さんに知ってもらえるのは観光協会のホームページ、それから最近はるるぶ千葉という雑誌があります。それを見て来る人が結構多いわけです。

ちなみに、近所のパン・ド・ナルというパン屋があるんですが、そこの方が作ったときに周りからは何でこんなものを作った、ああだこうだと色々言われたそうです。だけれども、あそこではこだわりがありまして、要するにまきで石窯でパンを焼くというふうなこだわり、それから自然農法の、オーガニックという言葉を使っています。それをホームページに掲げ

ましたら、習志野とか松戸、そういう方面から若い人がパンを目指して買いに来るという話も聞いています。

そういう意味で、最近ツイッターとか色々はやっていますけれども、非常にインターネットを利用した部分が功を奏するんじゃないかというふうに考えます。例えば、先程挙げた以外の町村では役場のホームページにちょっと観光面を載せていますけれども、役場のホームページは余り見ないわけです。やはり、みんな見るのは観光協会のホームページ、それから商工会ということがあります。観光協会のほうがもっと充実した、ホームページにちょっとでも載せて少しずつこんなことがあるよといえ、拡大するのは簡単ではありませんけれども、時間をかければ出来るかなと。

そういうことで、今、役場の職員の方も事務職として頑張っておられるんですけども、ただホームページとか色々な形でこれからPRすると考えれば、非常に負担になるんじゃないかと思います。もう少し観光協会と協力しながら少しそちらのほうで取り入れてもらって、何とか運用出来る方法を見出せないかなと。多分ホームページを作れば、期待出来るんじゃないかと私はそう思っています。その辺のところを是非検討していただけないだろうかというふうに思います。

それから花の公園のことなんですが、私も結構あちこち行っているんですけども、やはり花の公園、余裕がある土地で公園を作っているところはあります。例えば国道とかそういう近隣したところで公園が結構あります。ただ、睦沢町はいかんせんそういうところがないんですが、魅力のある小さな公園でもいいですから、今回若い人が来ますのでその人たちが少しでも癒せる場があればいいのかなということで、1か所でも何とか出来ないかなというふうにちょっと考えます。その辺のところ、またお考えをもう少し具体的にわかれば教えていただきたい。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 梅林が山の中にあっても全然見られないじゃないかというお話でございます。今現在ある梅林については確かにそのとおりだと思いますが、これは出発時点がそもそも違まして、議員のおっしゃられるように、1年や2年ですぐ梅林が出来るというものではございません。これは、当時の妙楽寺の方たちが遊休農地をどうしようかということで、私も若いころに携わりましたが、そこに果樹を植えてみんなでその果樹を活用することを考えようということで、林業振興会の人たちが、自分の土地ではない、もう都会に行ってしまった人の土地を借りてまで、その土地を開墾しながらみんなで梅の木を植えて現在に至

っております。

そのようなことで、たまたまその遊休地が県道から中に入ったところだということで、単なる梅の花を楽しむということについては非常に苦しい面があるのかなというふうに感じますが、せっかくああいうふうにしてありますので、入口等に看板をしながら、中に誘導するという手法もあると思います。そういう手法をこれから駆使しながら、そういうところにも人が入って行けるようにしていったらいいのかなと。

逆に、山の中にあることによってすばらしい景色の中に梅林があったというのもまた一つのすばらしい観光になるのかな、これは陸沢でなければこういうところはないということも一つの売りになるのかなというふうに思いますので、弱点をプラスに出来るようなことも考えていきたいと思いますので、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

それから、観光協会を有効に利用してというお話をいただきました。私もてっきり清野議員は観光協会の理事になったというお話も伺っておりましたので、すばらしいホームページが出来るのかなということで期待をしておりますながら、観光協会については毎年同じ補助金を出しております。

そこら辺がどうも、昨日ですか一昨日ですかお話を伺ったところ、私の言うことを聞いてくれないので私はやめてしまったというお話を伺いました。そういうことであれば、町も観光協会に対する取り組む姿勢を考えないといけないのかなと。やはり、補助金は有効に使っていただいて、皆さんがあれでは困るということでは困ると町も思います。

そのようなことで、今後どうしていったらこれは有効活用出来るのか、活用出来ないとすればその補助金はどうするのかということも、これから考えていかなければいけないというふうに考えますので、また色々ご指導いただければというふうに思います。

私どもの指導が足りないことも十分承知しておりましたが、もっと有効にそういう団体が使えるようにしていきたいと。それが出来ないのであれば、その存在あるいは補助金についても考えていかなければいけないというふうに考えますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村義徳君） 清野議員。

○4番（清野 彰君） 色々、反対にご指導いただきましてありがとうございます。

私も違う形で支援活動をやっております。やはり何か示さないと成果が出て来ないので、私は今、資料館のほうの友の会ということで、支援団体を受け持ってやっています。

そこで、先程挙げたように史跡めぐりですね、今私たちのグループで昔話、民話ということで古い時代のところをちょっと色々調べています。やはり色々な史跡が、例えば馬頭観音とか色々な形があちこち出て来まして、これならば史跡めぐりラリーとか何かすごく出来るかなということで、こちらは自分で出来る範囲をとにかくやってみよう。何かを一つでも作り上げたいということを思っています。

それが出来た暁には、大きくホームページで出してもらえないと、皆さんが頑張ったのがPRされないとしぼんじゃうので、何とかそちらを、どういう形でもいいですから何とか出来るようにお願いしたいなというふうに思っています。観光協会がどうのこうので出来ないかもしれないならば、役場のホームページをもうちょっと変えていただければまた違うのかなということで、あと出来ればるるぶ千葉とか、とにかくそちらの上に乗せるということもいいんじゃないかと思えます。

それから、最後ですが、3月の一般質問で町長は、中房総観光推進ネットワーク協議会に参加して町のPRを行って来ますという回答でしたが、その後どのような進展があったのか、最後にお伺いしたいと思います。

来年3月開催のいちほらアート×ミックスイベントは、確実に進められています。最近では会場となる周辺を菜の花で埋め尽くそうと、大勢のボランティアが草刈りを始めたそうです。そういう意味でいくと、前にお話ししたように大勢の方が近隣に来ますので、睦沢も30周年にプラスして何かそちらの方向が見出せれば、よりいい観光に向かうのかなというふうに思っていますので、よろしくお祈りしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中村義徳君） 清野議員、今、一般質問に通告されておられません質問ですので、こちらからお答えいたしませんので、承知しておいていただきたいと思います。

○町長（市原 武君） 先程1点だけ、私のほうで答弁が漏れましたので追加させていただきたいと思います。

今回、補正予算をお願いしております観光パンフレット等でございますが、これにつきましては、今ご指摘のるるぶ睦沢を確か作るということで、国の補助金100%を使った中でそういう取り組みもしていくということで、先程漏らしましたので追加をさせていただきたいと思います。

よろしくお祈りいたします。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

これで、4番、清野 彰議員の一般質問を終わります。

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（中村義徳君） 次に、1番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

田邊議員。

○1番（田邊明佳君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

一つ目、公民館バスの運用について。

先日、公民館バスの使用申し込みの際に、使用規定にそぐわない対応があったとの苦情を町民の方からいただきました。苦情を受ける際にいただいた町民の方からの言づてをお預かりしておりますので、申し上げます。

バスは誰のためにあるのか。1番最初に購入を決めたときの説明では、町民に使っていただき利便性の向上を図るためとあった。それが最近では公民館の恣意で運用されている感もなきにしもあらずと思えます。つどいの郷むつぎわの会員研修のため、規定で定められているルールにのっとり使用予定の3か月前の始業時に使用申し込みをしましたが、既に予約が入っているとこのことで、翌日も再度始業時に申し込みましたが予約済みとのこと。町民に対するルール説明を真に受けて申し込んでも既に予約済みとは、何のためのルールなのか理解に苦しむ。

そこで伺いたいことは、今年中の公民館独自の基準である3か月前以前での事前予約済みの日と、申し込んだ方の氏名一覧を文書にして提出するよう要求する。

また、現在の公民館バスの運用方法の中での改善策の一つとして申し上げるが、事前に一般町民が利用可能な日がわかるようにし、周知公開すべきである。

現在の運用は不可解の一語に尽きると思います。大型バスを最初に購入したときの思いと根本的に違ったものになってしまっています。町民のためにとの思いからかい離し、公民館事業のための道具に成り下がっていると思います。運用管理まで運転手1人に任せているらしいが、非常におかしなことだと思います。常識的には、受け付けから利用調整は他の人が受け持つのが当たり前の考え方で、1人に任せると何らかの恣意が働きがちなので、それを回避する知恵として2人以上に分担させるのが常識。

いずれにしろ、当初導入するに当たって説明された原点を忘れず、町民のためを第一に考える運用に徹することを要求します。

言づては以上ですが、確かに使用規定を破つての申し込み受け付けは疑問です。ルールに

従って適正に運用されていないということが日常的に行われているということでしょうか。さっきの言づてにもありましたが、3か月前以前での事前予約した日と申し込んだ方の氏名一覧を文書にして提出するよう要求いたします。

二つ目、農業の活性化について。

田中議員と重複しますが、それだけ関心の高いことだと思いますので喜ばしく思います。遠慮なさらずお答えいただいてもよかったですけれども。また同じことを聞くだけですから。

農業の振興、活性化のために県の元職員を採用しましたが、どのような仕事をしてどのような効果があらわれたのかをお伺いします。

町長は、いつぞやの議会で、畜産や集落営農に力を発揮していただくとおっしゃっていましたが、現在私の目からはどのような活動をしているのが全く見えません。

以上2点、簡潔ではございますがよろしくご答弁お願いいたします。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田邊議員の質問についてお答えをさせていただきます。

まず、最初の公民館バスの運用については、後程教育長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

2の農業の活性化についてでございますが、町の農業については県職員で普及員として経験の豊富な方を採用し、営農組織の育成、農産物の生産指導、環境保全型農業の推進と米のブランド化など、本町の農業の課題克服のため積極的に農家の方の中に入り、アドバイス等行いながら目的達成にまい進をしておるところでございます。

営農組織等の育成では、毎月行っております水田活用推進会議での県や各地区の農業者との話し合いやその過程に至る事前の打ち合わせ、既存の営農組合等との営農活動への支援等を行い、また野菜、果樹等の生産者へのよりよい生産方法の指導、かずさ有機センターのたい肥の活用の推進と普及、ブランド米の開発や農産物の6次産業化への商品など、農産物の特性を熟知し専門性を生かしているところでございます。

なお、年度当初からの取り組みで事業内容も広範なことから、性急な成果を個々に上げられておりませんが、農業生産者との信頼も深まり、職員への影響、県との連携など新しい効果を得ていると考えております。今後もよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げますところでございます。

特に、集落への、先程私も触れましたけれども、どうも私が想定したのは各地区を端から

私が地域懇談会と同じように全地区を回っていただいて、説明会を行う。その中から順次可能性のあるところからやっていくというふうに私は認識しておりましたが、どうもそこら辺の認識の違いがあったようで、今のところ客観的に見て可能性のあるところに集中的に、二つ位のところに行っておるというお話を伺いました。

そういうことでちょっと私の認識と違って、私も議員と同じように何をやっているのかなという感がありまして、直接担当課に伺ったところでございますが、そのようなことでありましたので、出来れば私の方針に沿っていただいて各地区を端からいったんは全部説明していただくと。何で今、集落営農が必要なのか、そうすることによってどういうメリットがあるのかということをもまず1回やっていただきたいというお話をさせていただきました。

そうしましたところ、早速このもみ殻集めが終わる10月ごろから今、地区割りを作っておりますので、各地区を全て回らせていただいて、全部の説明をさせていただきます。それから具体的に入っていくということで、既にもう具体的に入っているところは2か所位あるというふうに伺っておりますが、それが表に見えるように活動していただくという方向で今、進めておりますので、今しばらくご理解をいただければというふうに考えます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村義徳君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 田邊議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

公民館バスの運用につきましては、公民館バス使用規定に基づきまして事務処理がされてございます。希望する団体はその目的に合致する場合、原則として午前8時半から午後5時まで、1日の運行範囲はおおむね往復250キロメートル以内の日帰りの範囲で申請していただいております。ただし、特に教育長が必要と認めた場合は、1泊2日の運行を承認することが出来ることとなっております。申請に当たっては、使用日の3か月前から7日前までに申請書類を教育課長に提出しなければならないというようなことになってございます。

ただし、学校関係及び役場等において、年間計画等の中で日程が決まっているものにつきましては、特例として予約を入れさせていただきます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、昨今、過重労働防止の観点から運転手の勤務基準の見直しが叫ばれております。申請時に規定遵守の協力をお願いしておりますので、この点についてはご理解をお願いしたいと思います。

なお、言づてがあったというようなことの中でご質問いただきました。この件につきまし

ては一応改善点も含めてご質問、言づていただきましたと認識しております。

受け付けに際しましては複数でというようなご意見もいただきました。公民館の生涯学習班のほうでこの受け付けをやっております。運転手と直受け付け事務を交わしているということではなく、受け付けてその内容について運転手と詳細にわたっての打ち合わせをするというようなことで伺っています。ですから、運転手と直受け付けのやりとりをするというような認識ではない、そんなふうに思っています。

それから、使用一覧を提出してはというようなご要望もいただきました。これにつきましては、受け付け簿を確認しまして、検討してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） きちんとされていないから聞いているんですけども、検討しますということはここでは私に教えてくれないということですよ。やらないかもしれないということよね。

そうでしたら、議長、秘密会を要求します。それなら漏れる必要がないし、何の心配もないでしょう。言えるでしょう、ここで。

○議長（中村義徳君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 教える、教えないという観点ではなくて、今その資料の持ち合わせもございませんので、その内容を検討してお知らせするというような認識をしていただければと思います。

○議長（中村義徳君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） じゃ、休憩か何かにもまして待っているから、よこしてもらえばいいじゃん、そんなの。

じゃ、2点目。

〔「休憩して」と呼ぶ者あり〕

○1番（田邊明佳君） じゃ、ちょっと休憩お願いします。

○議長（中村義徳君） 休憩しません。どうぞやってください。

○1番（田邊明佳君） なかなか中身が見えて来ないという、町長にも見えて来ないということでしたが、即戦力として能力を買って入れたのに、半年も過ぎてそれはないんじゃないでしょうか。何だかもみ殻も集めて回ったりもしているみたいですけども、そんなのは臨時職員でも出来ます。普及指導もしていると言うけれども、うちにも来たことがないし、私は

苗を植えてから稲刈りまで、ほぼ町内半分位、毎日回って歩いているんですけども見たこともないですし。

そういった面で、本当に何かやっているというふうには見えて来ないんですけども、常日頃スピードを持ってとおっしゃっていますけれども、全然スピードもないと思いますし、目に見える即効的な効果が得られないのであれば入れた意味も見出せません。特別の効果を期待して入れているのに、それでは今いる職員にも失礼だと思いますし、いい影響を与えないと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今いる職員にいい影響はないというお話でしたが、私は逆だと感じておりました。

今いる職員が、その専門性ある職員をうまく利用していないのかな、ということは、初めて睦沢町に来た方は睦沢町の特性をそんなには知らないんじゃないのかな。やはり専門性のある職員が来たので、今までの職員が自ら場所を設定して、説明会をやるから是非先輩来てください、あなたの持っているノウハウを全部教えてやってください、何で今、営農組織が必要なんだということを話してくださいと。それを聞きながら職員も一緒になって自分も勉強して、次はその職員がいなくても自分で説明会が出来るというふうに持っていかなければいけないというふうに認識をしております。

そのようなことで、先程も言いましたが、ちょっと私と手法とやり方が違っていましたのでそういう指導はしましたので、今後そういう形では目に見えて来るのかなというふうに感じております。

しかしながら、では今まで目に見えていないから何もやっていないのかということそうではなくて、先程田中議員のご質問のときだったと思いますが、たい肥センターを使った新しい製品を作っていくとか、梅の加工についても違う手法で6次化の方向に持っていくための研究をしているとかということが報告されております。そのようなことで今後、期待をしていただければというふうに考えております。

なお、田邊議員のところには一つもあらわれていないということで、田邊議員よりももしかしたら能力あるいは知識が足りないのかなというふうに感じないわけでもありませんけれども、そこら辺についてはよく勉強していただき、田邊議員のところにも行って立ち向かってよりよい営農指導が出来ればというふうに考えますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） では、今いる職員の力不足ということで、そうおっしゃりたいんですね、町長としては。

あと、議長、どうなんでしょうか。秘密会にするなり、氏名一覧を今すぐよこしていただくなり。

○議長（中村義徳君） はい、後程、今申し上げますから。

市原町長。

○町長（市原 武君） 先程申し上げましたように、今いる職員にも、もう少し利用の仕方を考えていただくということをもう既に指示をしておりますので、それについては着実に早く進めたいと思いますので、よろしくご指導をお願いします。

○議長（中村義徳君） 先程の田邊議員のほうから、3か月前以上の申し込みがあった場合には、文書で回答願いたいというようなことでございましたので、教育長のほうでこれから公民館に後で帰って、あれば文書で回答していただきたいと思います。よろしいですね。

これで、1番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎議案第1号～議案第11号の一括上程、説明

○議長（中村義徳君） 日程第4、議案第1号 地方税における延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第14、議案第11号 契約の締結までの11議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 地方税における延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正につきましては、地方税法の改正により延滞金等の見直しが行われたことに伴い、睦沢町税条例の一部改正に準じて関係条例を整理し、諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並

びに滞納処分条例、介護保険条例、後期高齢者医療に関する条例、町営住宅設置及び管理条例における保険料等の延滞金の割合等を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第2号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、睦沢町税条例の所要の整備を行うものです。

改正の主なものは、公的年金からの特別徴収関係の改正、株式譲渡取得関係の改正等であります。なお、詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第3号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、睦沢町国民健康保険税条例の所要の整備を行うものです。

改正の主なものは、株式譲渡所得の改正等であります。なお、詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第4号 睦沢町商工業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正につきましては、千葉県中小企業振興融資資金貸付要綱の改正による大型店進出対策資金項目の削除と、制度利用者の利便性及び公平性を図るため、取り扱い金融機関の拡充と利子補給の資格について改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第5号 平成25年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）の提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は2億8,191万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ35億3,162万4,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

10款地方交付税は、普通地方交付税の決定により8,355万3,000円を追加いたしました。なお、平成25年度の普通交付税は、対前年度5.0%増額の11億4,355万3,000円となりました。

12款分担金及び負担金は、被災地派遣職員の単身赴任手当分として、派遣先の山元町の負担金21万円を追加いたしました。

14款国庫支出金は、住宅費補助金のうち社会資本整備総合交付金582万円を追加いたしました。

15款県支出金は、新たなものとして社会福祉費補助金においてグループホームの建て替え、新築等に係る介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び開設準備支援等事業交付金6,540万円を計上いたしました。

また、農業費補助金として農産産地支援事業補助金113万3,000円を計上し、商工費補助金として緊急雇用創出臨時特例基金事業補助金7,405万9,000円を計上いたしました。

この他、環境衛生補助金において住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金35万円を追加いたしました。

18款繰入金は、財政調整積立基金から5,168万8,000円、東日本大震災復興基金から235万8,000円を追加繰り入れいたしました。

また、ふるさと創生基金については当初予算において基金の最低保有額2,500万円を下回ったため、今回財源更正に伴い817万5,000円を減額いたしました。

この他、特別会計において平成24年度分の精算に伴う繰入金として、国民健康保険特別会計については110万8,000円、介護保険特別会計については132万7,000円を追加いたしました。

20款諸収入は、雑入においてコンサート等入場料の追加や臨時雇用の給与分として、農地・水・環境保全管理協定運営委員会受託金など、合わせて308万5,000円を追加いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款議会費から9款教育費までの給料、職員手当、共済費は、人事異動に伴う4月以降の人件費の加減を行い、合計29万2,000円を減額いたしました。また、これに伴い各特別会計繰出金の下限額を計上いたしました。

2款1項総務管理費は、主なものとして5目財産管理費において、議場システムの老朽化に伴う改修工事費1,249万5,000円を追加いたしました。また、公有財産購入費として、現在借地となっておりますこども園の底地の一部について所有者からの申し出により、土地購入費960万円を計上いたしました。

この他、6目企画費において、寺崎やすらぎの家の老朽化に伴うコミュニティセンター建築のための概略設計等委託料65万1,000円を計上いたしました。

2項徴税費は、2目賦課徴収費において先の6月定例会でご報告いたしました、平成24年度未支出分の原動機付自転車等ナンバープレート作成費用に係るものであり、既に平成25年度予算において過年度支出をしておりますので、不足分22万6,000円を計上いたしました。今後、このようなことを二度と繰り返さないよう適正な事務処理に努めるとともに、内部検査体制の強化を図って参る所存でございます。

3款民生費は、主なものとして2目老人福祉において、認知症高齢者グループホームの新設、建て替えに係る補助金、及び新設分の開設準備を支援するための補助金として6,540万円を計上いたしました。これについては陸沢町第5期介護保険事業計画により公的介護施設を整備しようとするもので、公募により事業者を募り選定した結果、現在川島でグループホームあんしん陸沢を経営しておる有限会社かづみに決定し、新たに上之郷地先での新設と現在の敷地内への建て替えを実施するものであります。なお、この財源は全額県の交付金を活用するものであります。

4款衛生費は、1項保健衛生費において、平成24年度感染症予防事業費の精算に伴う償還金として10万9,000円を計上いたしました。この他、住宅用太陽光発電設備設置費補助金については、当初予算額を上回る申請により87万5,000円を追加いたしました。

5款農林水産業費は、主なものとして県の農産産地支援事業補助金を活用し、米の産地確立に向けた機械施設等の導入に対する補助金として181万5,000円を計上いたしました。

6款商工費は、県の緊急雇用創出臨時特例基金事業補助金を活用し、観光ガイドブック作成業務、役場の永久書庫整理業務及び道路台帳の電子化業務を実施するため、新たに雇用創出事業委託金として7,405万9,000円を計上いたしました。この他、町のマスコットキャラクターであるうめ丸くんの着ぐるみをもう一体追加する費用として58万8,000円を計上いたしました。

7款土木費は、主なものとして5項住宅費において、若者定住型賃貸住宅の追加建築に係る費用1億80万円を追加いたしました。今年度10区画の募集を行いましたところ、27件の申し込みがあり大変多くの方から関心を持っていただいているため、この機を逃さずに残り8区画についても前倒しして建設を行うものです。この他、住宅家賃補助金及び住宅リフォーム補助金については当初予算額を上回る申請により、合わせて164万円を追加いたしました。

8款消防費は、広域避難所6か所に災害時特設公衆電話を設置するとともに無線通信環境

の整備を図り、災害時の通信手段の確保を図ろうとするものです。この他、自主防災組織用倉庫を購入する費用と合わせて419万1,000円を計上し、財源の一部に東日本大震災復興基金を活用いたします。

9款教育費は、町制施行30周年記念事業として、5項社会教育費においてふれあいコンサート実施に当たり業務委託料100万円を追加し、6項保健体育費において例年実施している町民体育祭及びゆうあいマラソンの各実行委員会補助金を減額し、新たに代替事業として健幸むつぎわロードレース大会に係る費用360万円を計上いたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きます。議案第6号 平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は2,488万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億6,889万2,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

9款繰入金は、職員給与費等繰入金14万8,000円。

10款繰越金は、平成24年度からの繰越金2,473万2,000円をそれぞれ追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、職員の人事異動等に伴い補正前の額に人件費14万8,000円を追加いたしました。

10款諸支出金は、平成24年度療養給付費等負担金等の精算に伴う償還金2,350万7,000円、平成24年度職員給与費等繰入金及び出産育児一時繰入金の精算により一般会計への繰出金110万9,000円をそれぞれ追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第7号 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は15万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8,543万6,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は、特定地域生活排水処理事業で若者定住型賃貸住宅8棟の追加のため260万円を追加いたしました。

6款繰入金では、人事異動に伴う職員手当分245万円を減額いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、職員手当245万円を減額いたしました。

3 款特定地域生活排水処理事業費では、浄化槽設置工事費に260万円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第8号 平成25年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は1,034万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ6億9,248万円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

9 款繰入金は、人件費の増額により職員給与費等繰入金26万2,000円を追加。

10 款繰越金は、平成24年度に国、県、社会保険診療報酬支払基金並びに一般会計から交付を受けました介護給付費交付金等の精算に伴う返還金の財源として、前年度繰越金1,008万3,000円を追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、職員の人事異動等に伴い26万2,000円を追加。

6 款諸支出金は、国、県、社会保険診療報酬支払基金への前年度精算による返還金875万5,000円、及び町からの繰入金の前年度精算による一般会計への繰出金132万8,000円をそれぞれ追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第9号 平成25年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は1,287万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ3,143万8,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

6 款1 項繰越金について、かずさ有機センター施設等整備基金に前年度繰越金相当額を積み立てることとして例年3月の定例会でお諮りをしておりましたが、たい肥散布機のマニースプレッダの早期の更新を、補助事業への取り組みの中で繰越金の活用も視野に入れて進めて参りましたが、大規模な機械器具等の更新等は基金の運用で補うこととそのための基金の設置の趣旨から、基金へ繰り入れの後に基金を活用し着手することとしました。このようなことから、機械等の更新を含めた計画を推進するため、前年度繰越金の1,287万4,000円を追

加するものです。

次に、歳出について申し上げます。

1款1項総務管理費について、基金の積立金として1,287万4,000円を追加いたします。なお、本積立後の基金残高は2,539万6,000円となります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第10号 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、職員の人事異動等に伴い補正前の額から336万5,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ7,024万1,000円といたしました。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第11号 契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、睦沢町防災行政無線屋外子局デジタル化更新工事に関するものであります。

町内既存施設の老朽化に伴い、アナログ方式からデジタル方式へ移行し、災害時等における住民等への情報伝達の効率の向上を目的とするものでありまして、工事概要は屋外拡声装置27局、再送信子局設備2局のデジタル化を行うものです。

当該工事の予定価格は9,786万8,190円で、契約の方法は一般競争入札により実施いたしました。6月24日付にて一般競争入札の資格要件等を公告したところ2者の入札参加申請があり、資格要件を満たしていたことから入札に付したところであります。入札参加業者につきましては、議案審議資料に記載のとおりでございます。

入札結果は、予定価格の制限範囲内で三信電気ソリューション営業本部が落札いたしました。契約金は9,690万4,500円で、8月23日に仮契約を締結いたしました。工事の履行期限は、平成26年3月28日でございます。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） それでは、命によりましてご説明をさせていただきます。

議案第2号、第3号につきましてでございます。

議案審議資料の6の1ページ、大変お手数ですがお開き願いたいと思います。

6の1ページ、こちらに主な改正内容の1点目が記載されております。

公的年金からの個人町民税の特別徴収の算定方法でありまして、65歳以上の年金受給者の町民税は、これまでは前年の10月から2月に支払いました本徴収をもとに翌年度の4月から8月の仮徴収分としていましたが、改正によりまして前年納めました年税額の半額を仮徴収分とするものとししました。この改正によりまして、下の計算例にありますように年額が変動した後、これまでとは違い徴収額が平準化されるようになります。

2点目としまして、次の審議資料6の2ページをお開き願いたいと思います。

個人町民税の所得割に影響します株の配当や公社債等の利子並びにこれらの譲渡取得等の関係を図式化したもので、金融所得課税の一体化といたしまして平成29年1月1日から施行されるものでございます。

図の左下側の注意書きにありますように、公社債の譲渡損益はこれまで非課税でありました。改正後、特定公社債と一般公社債に区分されまして、その利子及び譲渡損益は上場株式の配当及び譲渡損益とともに税率20%の申告分離課税になります。

また、株式を上場株式と非上場株式に区分いたしまして、これまで上場株式等の配当と譲渡損益の間でのみ認められておりました損益通算が、今後特定公社債の利子等と譲渡損益を含めまして損益通算が出来ることとなります。また、右下の図にございますように、非上場株式と一般公社債の譲渡損益の損益通算が可能となります。

以上が、議案第2号の主な内容でございます。

次に、議案第3号のご説明をさせていただきます。

国民健康保険税としまして課税します所得割の算定でございますが、前年の総所得金額と山林所得を基本としておりますが、この他、株式や公社債などの利子や配当所得、譲渡所得など金融所得や先物取引などの雑所得、こういった多くの所得が総所得金額に影響いたします。このたびの改正は、先程申し上げました地方税法の改正を受けまして、所得に関する附則の課税の特例の条項整備をいたすものでございます。

その中で、主なものでございますけれども、これまで附則第7項、第8項がございましたけれどもこちらを削りまして、新たに附則第7号として金融所得課税の一体化によります上場株式等に係る譲渡所得の分離課税についてを規定いたしました。

なお、こちらの条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました、日程第4、議案第1号 地方税における延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第14、議案第11号 契約の締結までの11議案に関する審議は、議会運営委員会で決定のとおり、本日はこれにとどめ、質疑等は後日の日程としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第11号までの11議案に関する質疑等は、後日の日程とすることに決定をいたしました。

◎認定第1号の上程、説明、審査報告

○議長（中村義徳君） 日程第15、認定第1号 平成24年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

それでは、これから提案理由の説明に入りますけれども、ここで3時ぴったりまで休憩をいたします。

（午後 2時44分）

○議長（中村義徳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

○議長（中村義徳君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、平成24年度睦沢町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、かずさ有機センター特別会計及び後期高齢者医

療特別会計決算の提案理由を申し上げます。

まず、平成24年度普通会計の決算状況などから見ました本町の財政状況について申し上げます。

財政状況を示す指標のうち、経常収支比率は89.5%で、前年度より0.5ポイント減少しております。

理由といたしましては、主に退職に伴う人件費等の減少によるものです。

健全化判断比率につきましては、後刻ご報告させていただきますが、実質公債費比率で0.4ポイント、将来負担比率で9.8ポイント、それぞれ改善されております。

財政調整積立基金については、平成24年度に9,327万398円の積み立てと3,058万7,000円の取り崩しを行ったことにより、年度末残高は前年に比べ7.25%増の9億2,765万5,354円となりました。

また、町地方債残高は一般会計、特別会計を合わせると33億1,086万7,766円となり、これに伴う債務負担行為に係る2億630万1,520円を加えると、町全体の債務は35億1,716万9,286円となりますが、前年度に比べ3.04%の減となりました。

このような財務指標などは改善が図られて来ていますが、依然として厳しい雇用情勢や少子高齢化による給与所得者の減少などを考えると、財政基盤が安定しているとは言いがたい状況にあります。引き続き限られた財源の中で選択と集中により住民福祉向上に向け、取り組んで参ります。

以上、財政状況について述べさせていただきました。

続いて、会計別に決算の概要をご説明いたします。

それでは、最初に一般会計決算についてご説明申し上げます。

決算規模は、歳入総額31億4,372万878円、歳出総額は30億2,923万3,885円となり、形式収支は1億1,448万6,993円となりました。国の緊急経済対策を活用するため、3月に繰越明許費の承認をいただいた中で予算計上いたしました地域自立型買い物弱者対策支援補助金、及び社会資本整備総合交付金による事業、合わせて5,022万円は翌年度への繰り越しといたしました。

よって、形式収支から翌年度へ繰り越すべき一般財源462万円を控除した実質収支は1億986万6,993円となりました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

収入状況ですが、調定額32億531万489円に対し、収入済額は31億4,372万878円、収入割合

は98.08%であります。

不納欠損額は、町税で321万4,209円を処分いたしました。収入未済額5,837万5,402円は、町税の町民税、固定資産税、軽自動車税及び衛生使用料、土木使用料並びに諸収入などであります。

町税は7億4,203万751円で、956万319円の減、前年度比98.73%、歳入総額に占める公債費は23.6%で、固定資産税の評価替えに伴う落ち込みが主な減の要因です。

地方交付税は12億58万3,000円で、1,053万9,000円の減、前年度比99.13%となりました。また、歳入に対する構成比は38.19%と、前年度より4.13ポイント上がりました。

国県支出金は、総務費で東日本大震災復興基金に積み立てを行った「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金、民生費で身体障害者福祉費負担金や児童手当負担金、土木費で下之郷・野中線の歩道整備に係る社会資本整備総合交付金、教育費で土睦小学校のバリアフリー設置工事に係る安全・安心な学校づくり交付金などが主なものであります。

財産収入は、長者住宅団地及びむつざわ中央団地の分譲土地売却収入が主なものです。若者定住促進事業の住宅取得奨励金制度の導入により、12区画の販売実績となりました。

寄附金は、ふるさと納税2件と関東天然瓦斯開発株式会社などからの寄附で、合計6件分です。

繰入金は、財政調整積立基金等からの繰り入れに伴い、前年度比211.23%となりました。

諸収入の主なものは、地域総合整備資金返済金、長生郡市広域市町村圏組合負担金還付金、こども園給食費などの他、千葉県市町村振興協会交付金によるものです。詳細は、臨時財政対策債の他、下之郷・野中線歩道整備に係る土木施設事業債と、防災行政無線施設デジタル更新工事に係る消防防災施設整備事業債の借り入れを行ったことによるものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

予算現額31億3,166万6,000円に対し30億2,923万3,885円の支出で、96.73%の執行率となりました。繰越明許費を含めた執行率では98.33%となります。

各種事務事業の内容につきましては、主要施策の成果説明書、補助事業等事務事業決算説明書及び事業執行状況一覧表をご参照いただきたいと思います。と存じます。

主たる事業について、ご説明申し上げます。

総務費は、防災行政無線整備事業において、県の震度計との連動により震度5以上で自動放送を行う全国瞬時警報システムを導入するとともに、デジタル化に向け親局及び子局の一部の新設等を行い、災害時の情報伝達手段の確保を図りました。平成24年度より東日本大震

災の被災地、山元町に職員を派遣しておりますので、引き続き支援を続けるとともに、本町においても職員はもとより町民の防災意識を高めて参りたいと考えております。

若者定住促進事業においては、住宅取得奨励金や土地取得補助金など、若者世帯の住まいづくりや定住に向けた支援を行い、この補助金等の活用により町分譲地の販売促進につながりました。

この他、第2次総合計画、後期基本計画の策定に当たり、農業、子育て、健幸、協働・防災の四つの重点施策を掲げ、今後の町の方向性を公表しました。

収納関係は、徴収補助員による徴収及び滞納管理システムの活用、千葉県滞納整理推進機構との連携、インターネット公売による差し押さえ物件の換価などにより滞納者の納付意識の喚起に努めました。また、接触困難な滞納者対策として試験的に徴収担当職員の勤務体制にフレックス制を導入し、一定の成果を上げることが出来ました。徴税の徴収率は92.43%と昨年より0.14ポイント増加いたしました。収納額は1.27%減少していますので、引き続き徴収率向上及び財源確保に努めて参ります。

民生費は、社会福祉関係において、社会福祉協議会の各種事業運営に対する助成を行いました。また、福祉交流センターの雨漏りに伴う屋根の改修工事を行いました。老人福祉については在宅福祉サービスの充実に努め、障害者福祉については自立支援給付事業において各サービスや給付を実施いたしました。児童福祉については児童手当等の支給や放課後児童健全育成事業などを実施いたしました。

衛生費は、保健師、看護師、管理栄養士などが健康維持・疾病予防を中心とした保健サービスの向上を図るとともに、各種ガン検診等を実施し、病気の早期発見・早期治療に努めました。特に、平成24年度は健診の検査項目の充実に努めました。また、子育て支援として新たに不妊治療や乳幼児の病児保育に係る費用の助成を行いました。

環境衛生費においては、むつみニュータウン内の汚水処理施設等の老朽化に伴い、調査及び修繕計画の策定を行いました。これにより今後、地元と協議の上、修繕に取り組んで参ります。この他、有害鳥獣対策協議会と協力し、有害鳥獣による被害防止対策や駆除に努めたところです。

農林水産業費は、農地・水保全管理支払交付金事業で、各地域における共同活動の支援等を行うとともに、たい肥の活用により環境に優しい農業に取り組みました。この他、町民の食の安全確保と健康被害を未然に防ぐため、放射性物質の検査体制を整えました。

商工費は、町の商工会及び観光協会に対し運営費の支援を行いました。また、国の緊急雇

用創出事業を活用し町内介護事業所へ委託を行い、雇用及び就業機会の創出と人材育成に努めました。

土木費は、社会資本整備総合交付金を活用し、町道下之郷・野中線の歩道整備工事及び橋梁の計画的・予防的な維持管理を目的とした長寿命化修繕計画を策定しました。この他、若者定住型賃貸住宅地の新規路線の整備を行いました。

消防費は、県補助金及び東日本大震災復興基金を活用し、避難所及び自主防災組織等の整備のため、防災資機材等の購入や町内25か所に海拔表示を行うなど、防災体制の充実を図りました。

教育費は、障害のある児童等に対する支援として、土睦小学校の校舎にエレベーター及び障害者用トイレを設置するなど、バリアフリー化工事を実施いたしました。また、安心・安全な教育環境の場を提供するため、各施設の整備改修を行いました。

こども園では教育・保育内容の充実はもとより、一時的に保育の必要な幼児を預かるなど、地域子育て支援の充実を図りました。

社会教育関係では、幼児から高齢者まで各層に応じた学習機会と学習情報の提供に努め、町民の生涯学習への参加を推奨いたしました。特に、図書整備事業において利用しやすい環境の整備を図るため、ホームページからの図書検索、最新入荷図書のお知らせ等サービスの充実を図りました。

災害復旧費においては、大雨により被災した農業用施設の復旧のため、測量及び調査設計を実施いたしました。

以上のように、平成24年度会計においては、限られた予算の中で創意工夫により若者定住施策など新たな取り組みを行い、各種補助制度を積極的に活用し、財政調整積立基金の取り崩しを極力抑えた財政運営を行いました。今後も健全な財政運営を維持しながら、町民の負託に応えて参りたいと存じます。

以上が、一般会計の概要であります。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算についてご説明申し上げます。

平成24年度における国民健康保険の加入状況は、年度末で1,378世帯、被保険者数2,541人、対前年度では世帯数は24世帯増加し、被保険者数は63人の増となりました。

歳入総額11億2,265万1,862円に対し、歳出総額10億3,654万9,714円で、差し引き8,610万2,148円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額11億9,266万253円に対し、収入済額は11億2,265万1,862円、収入割合は94.13%であります。また、不納欠損額として267万8,400円を処分し、保険税での収納未済額は6,732万9,991円となりました。

主な歳入は、1款国民健康保険税で2億3,869万1,973円。

3款国庫支出金、4款療養給付費等交付金、5款前期高齢者交付金及び6款県支出金は、一般被保険者及び退職被保険者の保険給付費に係るもので5億8,669万7,655円。

7款共同事業交付金は1億115万9,728円で、高額医療費の実績に基づき千葉県国民健康保険団体連合会から交付されました。

9款繰入金は、低所得者対策である基盤安定繰入金、財政調整積立基金からの繰入金、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金を合わせて1億1,207万8,038円です。

保険税ですが、徴収体制の見直しにより収納額は前年度より456万5,278円の増となり、収納率は77.32%となりました。現年課税分の収納率は92.26%となり、前年度と比較し0.77ポイント上昇となりました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、国保会計の管理運営に関する事務経費で、国民健康保険事業担当職員2名分の人件費の他、電算事務委託料等で2,141万8,620円。

2款保険給付費は、被保険者に係る療養給付費で6億3,975万8,908円。

3款後期高齢者支援金等は、1億2,415万41円。

6款介護納付金は5,677万8,669円で、1人当たりの負担額がそれぞれ増加したことによるものです。

7款共同事業拠出金は、高額医療費の増加で9,787万1,267円。

8款保険事業費は1,375万8,599円で、特定健康診査及び特定保健指導の他、人間ドックの助成を実施いたしました。

9款基金積立金は、財政調整積立基金への積み立てで6,540万6,000円。

10款諸支出金は、保険給付費及び特定健診事業等に係る過年度分の精算に伴う国県支出金の返還金及び一般会計繰出金等で1,725万8,908円です。

以上が、国民健康保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、睦沢町農業集落排水事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

本会計は、農業集落排水事業による施設の維持管理並びに合併浄化槽の設置や維持管理を

行っており、生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上や河川等の水質浄化に努めております。

このうち、農業集落排水処理施設は久保地区、北部地区を合わせて142戸が供用開始しております。また、特定地域生活排水処理施設では、町が設置したもの204基と個人が設置した後で町に管理移管したもの43基を合わせた247基を維持管理しています。

収入状況ですが、調定額6,467万2,541円に対して、収入済額6,467万2,541円、収入割合は100%であります。また、歳入総額6,467万2,541円に対し、歳出総額は6,089万8,669円で、差し引き377万3,872円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金は、特定地域生活排水処理事業分担金として16戸分520万円。

2 款使用料及び手数料のうち、農業集落排水汚水処理施設及び特定地域生活排水処理施設の使用料として1,560万5,341円。

3 款国庫支出金は、特定地域生活排水処理事業国庫補助金として合併浄化槽16基分の473万6,000円。

4 款県支出金は、生活排水対策浄化槽推進事業補助金として合併浄化槽8基分の92万円。

5 款財産収入は、基金利子として3,000円。

6 款繰入金は、一般会計からの繰入金で2,912万円。

7 款繰越金は、前年度繰越金519万3,494円。

9 款町債は、合併浄化槽設置工事費の借り入れで400万円となっております。

次に、歳出について申し上げます。

1 款総務費は970万7,183円で、職員1人分の人件費及び総合事務組合等の負担金であります。

2 款農業集落排水事業費は861万8,460円で、久保地区及び北部地区集落排水施設の管理費で、光熱水費や修繕料及び浄化槽の管理委託料などとなっております。

3 款特定地域生活排水処理事業費は2,226万2,928円で、このうち1項施設管理費653万2,344円は、当該事業等で設置した合併処理浄化槽の法定検査に係る手数料や引き抜き汚泥の処理料等であり、2項事業費は、合併処理浄化槽16基分の工事請負費1,521万4,500円が主なものです。

4 款公債費は2,031万98円で、当該事業実施に伴う下水道事業債の償還における元金及び利子分であります

以上が、農業集落排水事業特別会計決算の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

本年3月末の被保険者数は、第1号被保険者が2,427人、第2号被保険者が2,632人で、介護認定者数は、要支援認定者83人、要介護認定者294人、合わせて377人で、昨年度と比較して27人の増となりました。

また、介護予防と介護サービスを合わせた利用者数は、在宅が225人、地域密着型が6人、施設が83人の合計314人で、昨年度と比較し26人増となり、利用率は83.3%で1.0ポイントの増となりました。

歳入総額6億4,996万3,644円に対し、歳出総額6億3,599万7,025円で、差し引き1,396万6,619円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

調定額の総額は6億5,183万344円に対し、収入済額の総額は6億4,996万3,644円で、収入割合は99.71%です。

1款保険料は、第1号被保険者保険料で、現年分と滞納繰越分を合わせて1億2,296万3,650円の収入で、第1号被保険者保険料の滞納繰越分保険料7万600円を不納欠損処分いたしました。現年分と滞納繰越分を合わせた収入未済額は179万6,100円となり、引き続き滞納保険料の徴収に努めて参ります。

2款分担金及び負担金は、各予防事業等の参加者負担金66万5,900円で、4款国庫支出金、5款支払金交付金及び6款県支出金は、介護給付費及び地域支援事業に係るもので、合わせて3億9,894万5,228円です。

9款繰入金は、介護給付費、地域支援事業並びに職員給与費等に係る一般会計からの繰入金で9,997万6,000円です。

11款諸収入金は、介護認定審査会負担金の精算金と財政安定化基金取り崩し特別交付金で、536万3,653円です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費は、介護保険事業担当職員の人件費、保険料の徴収及び介護認定調査に係る経費等で2,464万5,447円です。

2款保険給付費は、各介護サービスに係る保険給付費で5億7,629万9,306円です。なお、各介護保険サービス給付費等は次表のとおりでございます。ご覧いただきたいと思っております。

3款地域支援事業は、特定高齢者及び一般高齢者の介護予防事業並びに総合相談業務、訪問など包括的支援事業等で1,280万2,156円です。

4 款基金積立金は、介護給付費準備基金への元金利子の積み立てで413万5,195円。

6 款諸支出金は、保険給付費及び地域支援事業に係る過年度分の精算に伴う国庫支出金の返還金及び一般会計繰出金等で1,811万4,921円です。

以上が、介護保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、かずさ有機センター特別会計決算についてご説明申し上げます。

平成24年度のかずさ有機センター特別会計につきましては、歳入総額が2,748万3,894円に対し、歳出総額は1,460万8,962円で、差し引き1,287万4,932円を残し決算いたしました。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

1 款事業収入は、調定額1,253万216円に対し、収入済額は1,247万7,950円で、収入割合は99.58%であります。なお、平成24年度は前年度分の農地・水保全管理支払交付金と、新たに採択された環境保全型農業直接支払交付金、692万7,722円のたい肥売払収入がありました。

2 款負担金及び5 款繰入金につきましては、一宮町、睦沢町両町の協定に基づく頭数の案分による負担金であります。

3 款使用料及び手数料は、酪農家9戸のふん尿2,634トン分の処理に伴う施設使用料で、調定額は462万6,057円に対し、収入済額は455万857円で、収入割合は98.37%であります。

また、6 款は前年度の繰越金313万8,087円であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費は、かずさ有機センターの事務職員人件費で308万8,417円を支出いたしました。

2 款事業費は、かずさ有機センター運営経費ですが、予算現額1,633万9,000円のところ、支出済額は1,152万545円で、執行率70.51%となりました。執行率の低い理由につきましては、攪拌機の保守点検が、保守点検業者の都合により期間内に執行出来なかったものと、当初予算の段階で補助事業が未確定であったため、もみ殻回収を控えたことによる賃金やダンプ等の使用料が減少したことによるものです。

以上が、かずさ有機センター特別会計決算の概要であります。

最後になりますが、後期高齢者医療特別会計決算についてご説明申し上げます。

制度がスタートして5回目の決算となりました後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額7,465万4,005円に対し、歳出総額7,437万6,936円で、差し引き27万7,069円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

調定額の総額は7,508万8,405円に対し、収入済額の総額は7,465万4,005円で、収入割合は

99.42%です。

本年3月末の被保険者数は、特別徴収による被保険者が1,132人、普通徴収による被保険者が300人です。

主な歳入で、1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせて4,308万7,500円です。

平成24年度の保険料につきましては、昨年度に続き所得の低い被保険者への負担軽減措置として、保険料の均等割額を世帯の所得に応じ、9割、8.5割、5割、2割の軽減がそれぞれ行われ、また所得割につきましては、所得金額が58万円以下の被保険者に対し5割の軽減が行われました。

保険料の収納状況につきましては、普通徴収保険料の収納率が96.08%で、不納欠損額として43万4,404円を処分いたしました。

3款繰入金は、人件費及び事務費に係る一般会計からの繰入金と保険基盤安定繰入金を合わせて2,998万9,906円です。

5款諸収入は、後期高齢者医療広域連合からの人間ドック補助に係る交付金及び保険料賦課徴収帳票作成業務委託交付金等で、106万217円です。

次に、歳出についてご説明をいたします。

1款総務費は、担当職員の人件費及び保険料等の徴収に係る経費等で1,121万41円です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度負担金で6,234万4,406円です。

3款保険事業は、人間ドックの補助金16名分で61万4,107円です。

以上が、後期高齢者医療特別会計決算の概要であります。

平成24年度一般会計並びに5特別会計決算の概要について、ご説明を申し上げます。詳細につきましては、機会をいただきましたら担当課長等からご説明させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

次に、決算の内容について会計管理者の説明を求めます。

木島会計課長。

○会計管理者（木島幸一君） それでは、認定第1号に係ります各会計の決算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の資料のA3判横長の、こちらの表をご用意したいと思います。よろしいでしょうか。

表紙を開けていただきますと、1ページ目が一般会計外5特別会計の総括表となります。この総括表の金額等の読み上げをもちまして、説明にかえさせていただきたいと思っております。よろしくお申し上げます。

まず、上の段の1の歳入でございますが、表の左から会計別、当初予算額、補正予算額、繰越財源充当額、予算現額、調定額、収入済額、予算現額に対する割合、調定額に対する割合、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げさせていただきます。

最初に一般会計でございますが、28億5,000万円、2億4,182万3,000円、3,984万3,000円、31億3,166万6,000円、32億531万489円、31億4,372万878円、100.38%、98.08%、321万4,209円、5,837万5,402円。

続きまして、国民健康保険特別会計でございます。10億2,913万6,000円、7,297万2,000円、ゼロ円、11億210万8,000円、11億9,266万253円、11億2,265万1,862円、101.86%、94.13%、267万8,400円、6,732万9,991円。

続きまして、農業集落排水事業特別会計でございます。7,869万2,000円、マイナスの1,535万3,000円、ゼロ円、6,333万9,000円、6,467万2,541円、6,467万2,541円、102.11%、100%、ゼロ円、ゼロ円。

続きまして、介護保険特別会計でございます。6億5,427万円、マイナスの790万5,000円、ゼロ円、6億4,636万5,000円、6億5,183万344円、6億4,996万3,644円、100.56%、99.71%、7万600円、179万6,100円。

続きまして、かずさ有機センター特別会計でございます。1,999万5,000円、ゼロ円、ゼロ円、1,999万5,000円、2,761万1,360円、2,748万3,894円、137.45%、99.54%、ゼロ円、12万7,466円。

後期高齢者医療特別会計でございます。7,519万9,000円、マイナスの18万7,000円、ゼロ円、7,501万2,000円、7,508万8,405円、7,465万4,005円、99.52%、99.42%、43万4,400円、ゼロ円。

一般会計と5特別会計を合わせた合計でございますが、47億729万2,000円、2億9,135万円、3,984万3,000円、50億3,848万5,000円、52億1,717万3,392円、50億8,314万6,824円、100.89%、97.43%、639万7,609円、1億2,762万8,959円。

続きまして、下の段になりますが、歳出でございます。先程の歳入と同様に左から、会計

別、当初予算額、補正予算額、繰越事業費繰越額、予算現額、支出済額、執行割合、翌年度繰越額、不用額、歳入歳出残高の順に読み上げいたします。

最初に一般会計でございます。28億5,000万円、2億4,182万3,000円、3,984万3,000円、31億3,166万6,000円、30億2,923万3,885円、96.73%、5,022万円、5,221万2,115円、1億1,448万6,993円。

続きまして、国民健康保険特別会計でございます。10億2,913万6,000円、7,297万2,000円、ゼロ円、11億210万8,000円、10億3,654万9,714円、94.05%、ゼロ円、6,555万8,286円、8,610万2,148円。

続きまして、農業集落排水事業特別会計でございます。7,869万2,000円、マイナスの1,535万3,000円、ゼロ円、6,333万9,000円、6,089万8,669円、96.15%、ゼロ円、244万331円、377万3,872円。

続きまして、介護保険特別会計でございます。6億5,427万円、マイナスの790万5,000円、ゼロ円、6億4,636万5,000円、6億3,599万7,025円、98.4%、ゼロ円、1,036万7,975円、1,396万6,619円。

続きまして、かずさ有機センター特別会計でございます。1,999万5,000円、ゼロ円、ゼロ円、1,999万5,000円、1,460万8,962円、73.06%、ゼロ円、538万6,038円、1,287万4,932円。

続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。7,519万9,000円、マイナスの18万7,000円、ゼロ円、7,501万2,000円、7,437万6,936円、99.15%、ゼロ円、63万5,064円、27万7,069円。

一般会計と5特別会計を合わせた合計でございますが、47億729万2,000円、2億9,135万円、3,984万3,000円、50億3,848万5,000円、48億5,166万5,191円、96.29%、5,022万円、1億3,659万9,809円、2億3,148万1,633円。

以上でございます。

以上で、各会計の決算の内容の説明につきまして終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より決算審査の報告をお願いします。

生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） 平成24年度各会計決算審査意見書につきまして、監査委員を代表いたしまして私から、その概要についてご説明をいたします。

お手元の資料、平成24年度睦沢町各会計決算審査意見書をご覧くださいませ。おわかりで

しょうか。こういうものでございます。

大変恐縮でございます、2ページをお開きください。

まず、審査の概要でございます。

審査の対象は、一般会計以下6会計につきまして審査をいたしました。

次に、審査の時期は平成25年8月8日、9日の2日間で実施いたしました。なお、本意見書は去る8月22日付で市原町長に提出しております。

審査の場所は、3に記載のとおりでございます。

次に、審査の手続きでございますが、町長から審査に付されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理状況は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置きまして、関係帳簿及び証拠書類との照合等により審査を実施したところでございます。

次に、3ページをお開きください。

この審査の結果でございます。

審査に付されました一般会計を始めとする6会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支及び財産調書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数も関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務処理は、適正に行われているものと認められました。

次に、総括でございますが、決算規模等につきましては、ただいま町長あるいは会計管理者から説明がありましたので、ここでは省略させていただきたいと存じます。

7ページをお開きください。

財政構造について申し上げます。

1点目は、自主財源と依存財源の構成割合は、下にお示しのとおりでございます。その内容は、自主財源で町税、繰越金及び諸収入等が減となっております。一方、使用料、財産収入及び繰入金は増となっております。この結果、前年度を1.75%上回り38.39%となっております。

また、依存財源は、補助事業の完了に伴い国庫支出金の大幅な減の他、地方交付税など多くの交付金が減となっておりますことから、61.61%となっております。

2点目は、経常的収入と臨時的収入の構成比は、下にお示しのとおりでございます。その内容ですが、経常的収入の構成比が前年度に比べて約7%伸びておりますけれども、収入金

額で見ますと経常的収入と臨時的収入ともに減少しております。中でも、臨時的収入の減少額が大きかったため、構成比では経常的収入が伸びたように表示されております。減少の主な理由は、以下に記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。

次に、財政分析について申し上げます。

健全な財政運営は、収支の均衡を保ちながら、経済変動や町民の要望に対応出来る弾力性を有していることでございます。この財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の推移は、以下に記載のとおりであります。

主なものを申し上げますと、1点目の財政力指数は1に近いほど普通地方交付税算定上の留保財源が大きいとされております。前年度と比較いたしまして、0.02ポイント下回り、0.42となっております。この指数はここ数年微減傾向にあり、引き続き改善が必要と考えております。

2点目の経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標でございます。前年度と比較いたしまして0.5ポイント改善したものの、依然として財政状況は硬直した状態にあると考えております。

3点目の経常一般財源比率でございます。これは、歳入構造の弾力性を判断する指標でございます。前年度と比較いたしまして1.5ポイント改善されているものの、依然として硬直した状態にあります。

4点目の人件費比率は、経常収支比率のうち人件費の占める割合でございます。前年度は32.2%で、前年度と比較して1.5ポイント下回っております。なお、人件費の推移は以下のとおりでございます。

最後に、所見及び要望について申し上げます。

特に指摘すべき事項はございませんが、意見・要望といたしまして3点申し上げたいと思います。

その一つは、本年3月に報告がありました住民意識調査によれば、住み続けたくないとの理由の約7割の方々が交通の便が悪いと指摘しております。当町の最重要施策である若者定住や空き家対策など、定住促進事業と相まった総合交通体系の検討をお願いしたいと思います。

二つ目といたしまして、市町村税及び国民健康保険税の徴収率は県内でも高いほうということで、これはきめ細かい徴収対策によるものと十分私自身も認識しておりますけれども、

徴収率を向上させるには現年分の未納を減少させることが重要と考えております。県の出先機関との連携による、さらなる対策を講じていただきたいと考えております。

三つ目でございますが、昨今、内部統制組織の不備や運用が悪いことを原因として、地方自治体における不正、不祥事事件が報道されています。一度マスコミに取り上げられますと、住民との信頼関係が大きく揺らぐことにもなります。不正や不祥事を未然に防止するためにも、内部統制組織の整備・運用に取り組まれることを要望いたします。

なお、11ページから15ページに別表をおつけしておりますので、後程ご覧いただきたいと思います。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

提案理由説明及び決算内容の説明並びに決算審査報告は終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました認定第1号の取り扱いについてお諮りいたします。

この認定第1号は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、決算審査特別委員会を設置しこれに審査を付託して、閉会中の継続審査としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は最初に総括質疑を行い、細部の調査については、決算審査特別委員会を設置しここに審査を付託し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第1号に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

したがって、この認定第1号に関する総括質疑は後日の日程とすることに決定をいたしました。

◎報告第1号、報告第2号の上程、報告

○議長（中村義徳君） 日程第16、報告第1号 平成24年度睦沢町健全化判断比率についてと
日程第17、報告第2号 平成24年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
の2件の報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

報告第1号 平成24年度睦沢町健全化判断比率について並びに報告第2号 平成24年度睦
沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 報告第1号 平成24年度睦沢町健全化判断比率について及び報告第2
号 平成24年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、一括して報告させ
ていただきます。

財政健全化法では、決算をもとに地方公共団体の財政の健全化に関し、健全化判断比率及
び資金不足比率を議会に報告し公表することとなっておりますので、本定例会の日程の中で
ご報告させていただきます。

初めに、報告第1号の健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、
ともに該当いたしませんでした。

実質公債費比率につきましては9.5%で、前年度より0.4ポイント改善されております。そ
の主な要因は、償還額のうち一部事務組合等の借入に係る市町村負担の減少等によるもので
す。

将来負担比率につきましては39.2%で、前年度より9.8ポイント改善されております。そ
の主な要因は、町及び一部事務組合等の地方債の借入残高が減少したことに加え、債務に充
当可能な財政調整積立基金などが増加したことによるものです。

次に、報告第2号 平成24年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、
報告いたします。こちらは公営企業に関するものであり、本町の公営企業は農業集落排水事
業特別会計がこれに当たりますが、算定の結果、資金不足は生じていないという結果になり
ました。

以上のとおり、各指標とも基準値の範囲内ではありますが、決算の内容を見ますと依然とし
て厳しい財政状況であることは否めない状況であります。今後とも一層の健全財政に向けて

取り組んで参りたいと考えております。

以上です。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より財政健全化審査及び経営健全化審査の報告をお願いします。

生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） 大変恐縮でございます、お手元の資料、平成24年度財政健全化審査意見書をお開きください。

それでは、審査意見書についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度財政健全化審査を、去る8月8日に実施いたしました。

初めに、審査の概要について申し上げます。

この財政健全化審査は、町長から審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、また健全化判断比率の算定過程において誤りがないか等に主眼を置き、去る8月8日に審査を実施し、8月22日付で意見を町長に提出いたしましたところでございます。

次ページをお開きください。

次に、審査の結果でございます。

平成24年度の健全化判断比率、その算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。また、上記のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため表示はありません。

次に、審査の意見といたしまして、健全化判断比率は上記に記載のとおりであります、実質公債費比率、将来負担比率はいずれも前年度に比較して改善しております。併せて、国の基準も下回っておりますが、引き続き健全化に向け努力をしていただきたいと思います。

なお、町長から冒頭に報告がありました、審査の過程において過年度分の将来負担比率に誤りがあったとの執行部からの申し出がありました。この指標は、財政の健全化を判断する重要な数値であり、今後は慎重かつ適切に処理するよう求めたところであります。

最後に、是正改善を要する事項は特にございませんでした。

次に、農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書につきましてご報告いたします。

お手元におつけしております。ご覧いただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、経営健全化審査を

去る8月8日に実施し、8月22日付で意見を付し町長に提出したところでございます。

審査の概要は、3に記載のとおりでございます。

次に、審査の結果でございますが、町長から審査に付された資金不足比率、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次に、審査の意見でございますが、資金不足額が生じていないため資金不足率も発生しておらず、経営状況は良好であり、今後も引き続き健全な経営をお願いいたします。

最後に、是正改善を要する事項は特にありませんでした。

以上で財政健全化審査意見書の報告を終わります。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

以上で報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中村義徳君） 本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

長時間ご苦労さまでした。

(午後 3時59分)